

相模原市市税条例等の一部を改正する条例について
相模原市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市税条例等の一部を改正する条例
(相模原市市税条例の一部改正)

第 1 条 相模原市市税条例(平成 16 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 9 条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 10 万円を加算した金額」を加える。

第 12 条中「100 分の 12.1」を「100 分の 8.4」に改める。

第 13 条第 1 項第 1 号中「12.1 分の 2.4」を「8.4 分の 2.4」に改め、同項第 2 号中「12.1 分の 1.2」を「8.4 分の 1.2」に改める。

第 30 条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 30 条の 2 中「第 443 条第 2 項」を「第 445 条第 2 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(環境性能割の減免)

第 30 条の 3 市長は、第 34 条第 1 項各号のいずれかに該当する軽自動車等(三輪以上の軽自動車に限る。)に対して、環境性能割を減免することができる。

2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書に減免を受けようとする事由を証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

第 31 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、」を削り、「対し」を「対して課する種別割の税率は」に改める。

第 32 条の見出し及び同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 3 3 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 3 3 号の 4 様式」を「第 3 3 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 3 3 号の 4 様式」を「第 3 3 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 4 4 2 条の 2 第 2 項」を「第 4 4 4 条第 1 項」に改める。

第 3 4 条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 6 1 条第 1 項第 2 号中「第 3 8 3 条」の次に「、法第 4 5 4 条」を加える。

附則第 5 条の次に次の 3 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

第 5 条の 2 市長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車(次条の自動車を除く。)に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第 5 条の 3 当分の間、第 3 0 条の 2 の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割に係る法第 4 4 5 条第 2 項に規定する条例で定める軽自動車等は、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車(日本赤十字社が所有するものに限る。)に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 5 条の 4 市長は、当分の間、第 3 0 条の 3 第 1 項の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を減免する。

附則第 6 条の見出し及び同条第 1 項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例(昭和 3 3 年相模原市条例第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第 1 条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「基き」を「基づき」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第2条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条中「対する」を「対して課する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第446条」を「第463条の18」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。
(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の税率の特例に関する条例の一部改正)

第3条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の税率の特例に関する条例(昭和33年相模原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「基き」を「基づき、」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「つき」を「ついて」に改める。

第2条中「軽自動車税」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の種別割」に改め、「次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を削り、「それぞれ」を「、それぞれ」に改める。

(相模原市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 相模原市市税条例の一部を改正する条例(平成26年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「に係る新条例」を「の種別割に係る相模原市市税条例」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表新条例第31条第2号ア(イ)の項及び新条例第31条第2号ア(ウ)の項中「新条例」を削り、同表新条例附則第6条第1項の表以外の部分の項中「新条例附則第6条第1項の表以外の部分」を「附則第6条第1項」に改め、附則第13項の表新条例附則第6条第1項の表第31条第2号ア(イ)の項の項中「新条例附則第6条第1項の表第31条第2号ア(イ)の項」を「附則第6条第1項の表第2号ア(イ)の項」に改め、同項中欄中「第31条第2号ア(イ)」を「第2号ア(イ)」に改め、附則第13項の表新条例附則第6条第1項の表第31条第2号ア(ウ)の項の項中「新条例附則第6条第1項の表第31条第2号ア(ウ)の項」を「附則第6条第1項の表第2号ア(ウ)の項」に改め、同項中欄中「第31条第2号ア(ウ)」を「第2号ア(ウ)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中相模原市市税条例第9条の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び次項の規定 平成31年1月1日

(2) 第1条中相模原市市税条例第9条の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第3項の規定 平成33年1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 前項第1号に掲げる改正規定による改正後の相模原市市税条例第9条の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1項第2号に掲げる改正規定による改正後の相模原市市税条例第9条の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

- 4 第1条の規定(附則第1項各号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の相模原市市税条例(以下「新条例」という。)第12条及び第13条第1項各号の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 6 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分、第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例及び第3条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の税率の特例に関する条例の規定並びに第4条の規定による改正後の相模原市市税条例の一部を改正する条例中軽自動車税の種別割に関する部分の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の

種別割について適用し、平成 31 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)による地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正に伴う個人の市民税の均等割の非課税に係る規定の改正、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号)による地方税法の改正に伴う法人の市民税の法人税割の税率に係る規定の改正並びに軽自動車税の環境性能割に係る規定の追加及び種別割に係る規定の整理その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市市税条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市市税条例の一部改正(第1条関係)

ア 個人の市民税の均等割の非課税に係る規定の改正(相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号。以下「市税条例」という。)第9条関係)

個人の市民税の均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が所定の額以下である者に対しては、均等割を課さないこととしているが、給与所得控除及び公的年金等控除の制度の見直しにより、これらの控除の額が10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げられることに伴い、当該所定の額について、次のとおり算定することとするもの

現行	$35\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者数} + \text{扶養親族数} + 1) + 21\text{万円}$
改正後	$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者数} + \text{扶養親族数} + 1) + 10\text{万円} + 21\text{万円}$

備考 21万円の加算は、同一生計配偶者(現行の控除対象配偶者と同義)又は扶養親族を有する場合のみ行う。

イ 法人の市民税の法人税割の税率に係る規定の改正(市税条例第12条及び第13条関係)

法人の市民税の法人税割について、標準税率が100分の9.7から100分の6に、制限税率が100分の12.1から100分の8.4にそれぞれ引き下げられることに伴い、税率を次のとおりとするもの

区分	現行	改正後
資本金等の額が10億円以上の法人	100分の12.1	100分の8.4
資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人	100分の10.9	100分の7.2
資本金等の額が5億円未満である法人等	100分の9.7	100分の6

ウ 軽自動車税の環境性能割に係る規定の追加

自動車取得税(都道府県税)が廃止され、自動車税(都道府県税)及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されることに伴い、軽自動車税の環境性能割に係る次の規定を追加するもの

(ア) 減免、課税免除及び非課税に係る規定(市税条例第30条の3及び附則第5条の2から附則第5条の4まで関係)

当分の間、本市に主たる定置場所在の三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、神奈川県が行うものとされたことから、条例で定めるべき軽自動車税の環境性能割の減免、課税免除及び非課税の対象を、神奈川県知事が自動車税の環境性能割についてこれらの措置の対象とする自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車とするもの

(イ) 罰則に係る規定(市税条例第61条関係)

軽自動車税の環境性能割に関し申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった者に10万円以下の過料を科すこととするもの

エ 軽自動車税の種別割に係る規定の整理(市税条例第8条、第30条、第31条から第34条まで及び附則第6条関係)

現行の軽自動車税の名称が軽自動車税の種別割とされることに伴い、現行の税目の名称を引用する規定を整理するもの

(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の税率の特例に関する条例の一部改正(第2条及び第3条関係)

現行の軽自動車税の名称が軽自動車税の種別割とされることに伴い、現行の税目の名称を引用する題名及び本則の規定を整理するもの

(3) 相模原市市税条例の一部を改正する条例の一部改正(第4条関係)

1(1)エの規定の整理に伴い、相模原市市税条例の一部を改正する条例(平成26年相模原市条例第30号)の経過措置について所要の規定の整理をするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成３１年１０月１日。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、それぞれア及びイに定める日

ア １（１）ア（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び２（２）アに係る規定 平成３１年１月１日

イ １（１）ア（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）及び２（２）イに係る規定 平成３３年１月１日

（２）経過措置

ア １（１）アに係る規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）は、平成３１年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３０年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によることとするもの

イ １（１）アに係る規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）は、平成３３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によることとするもの

ウ １（１）イに係る規定は、平成３１年１０月１日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例によることとするもの

エ １（１）ウに係る規定は、平成３１年１０月１日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用することとするもの

オ １（１）エ、（２）及び（３）に係る規定は、平成３２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成３１年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によることとするもの

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例について

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の一部を改正する条例

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める
条例(平成 2 4 年相模原市条例第 6 1 号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人相模原こもれびの項及び特定非営利活動法人竹の子作業
所の項中「平成 2 5 年 1 月 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日まで」を「平成 3 1 年
1 月 1 日から平成 3 5 年 1 2 月 3 1 日まで」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人子 ども・宇宙・未来の会	相模原市緑区下九沢 1 5 7 6 番地 1 1	平成 3 0 年 1 月 1 日か ら平成 3 5 年 1 2 月 3 1 日まで
--------------------------	-----------------------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人相模原
こもれびの項及び特定非営利活動法人竹の子作業所の項の改正規定並びに次項の
規定は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 3 1 年 1 月 1 日前に特定非営利活動法人相模原こもれび及び特定非営利活
動法人竹の子作業所に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成
1 6 年相模原市条例第 7 号)第 1 3 条の 2 第 2 項の規定を適用する場合にあって
は、改正前の別表特定非営利活動法人相模原こもれびの項及び特定非営利活動法

人竹の子作業所の項の規定は、なおその効力を有する。

提案の理由

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための規定の追加及び個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するための規定の改正をいたしたく提案するものである。

個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人
等を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

- (1) 個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)を指定するための規定の追加(別表関係)

特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会を新たに指定特定非営利活動法人として指定し、同法人が控除対象となる寄附金を受け入れる期間を平成30年1月1日から平成35年12月31日までとするもの

- (2) 指定特定非営利活動法人の指定を更新するための規定の改正(別表関係)

次に掲げる指定特定非営利活動法人の指定を更新し、当該指定特定非営利活動法人が控除対象となる寄附金を受け入れる期間を平成31年1月1日から平成35年12月31日までとするもの

ア 特定非営利活動法人相模原こもれび

イ 特定非営利活動法人竹の子作業所

2 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日。ただし、1(2)及び2(2)に係る規定は、平成31年1月1日

- (2) 経過措置

平成31年1月1日前に特定非営利活動法人相模原こもれび及び特定非営利活動法人竹の子作業所に対して支出された寄附金について相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)第13条の2第2項の規定を適用する場合にあっては、改正前のこれらの特定非営利活動法人に係る規定は、なおその効力を有することとするもの

議案第 1 0 3 号関係資料(その 2)

指定特定非営利活動法人の概要

1 新たに指定する特定非営利活動法人

特定非営利活動法人子ども・宇宙・未来の会

代 表 者	並木 道義
主たる事務所の所在地	相模原市緑区下九沢 1 5 7 6 番地 1 1
設 立 年 月 日	平成 2 0 年 5 月 1 9 日
役 員 数 等	役員 1 2 名 正会員 2 0 4 名
目 的	子どもたちに対し、共に平和な明るい未来を築くため、宇宙に対する好奇心を育む講習会や広報活動等を行い、子どもの健全育成と人類社会の進歩に貢献することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 子どもの健全育成を図る活動 (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (3) 科学技術の振興を図る活動 (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) 講習会等による子どもと宇宙に関する普及啓発事業 (2) 機関誌・出版物等による子どもと宇宙に関する広報事業 (3) 関連諸団体との連携交流事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 指定を更新する特定非営利活動法人

(1) 特定非営利活動法人相模原こもれび

代 表 者	高橋 孝子
-------	-------

主たる事務所の所在地	相模原市南区東大沼2丁目2番85号
設立年月日	平成18年11月20日
役員数等	役員10名 正会員64名
目的	自然環境の保全管理に関する活動を行い、自然環境の保全を図るとともに、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	(1) 環境の保全を図る活動 (2) 子どもの健全育成を図る活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) 森づくりとその保全管理事業 (2) 子どもの健全育成に関する事業 (3) 自然環境保護に関する普及啓発事業 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 特定非営利活動法人竹の子作業所

代表者	賀澤 弘幸
主たる事務所の所在地	相模原市緑区中野1004番地3
設立年月日	平成20年3月12日
役員数等	役員8名 正会員25名
目的	在宅障害者がより充実した地域生活を送ることができるよう支援し、地域福祉に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動の種類	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事業概要	特定非営利活動に係る事業 (1) 障害者地域活動支援センターの運営に係る事業 (2) 在宅障害者に対する地域生活の向上を促進する事業

特定非営利活動法人の指定及び指定の更新の申出等に係る経過について

1 指定及び指定の更新の申出の受付

特定非営利活動法人の指定及び指定の更新の申出について、平成30年6月15日から同年7月31日まで受付を行った(指定の申出数 1法人、指定の更新の申出数 2法人)。

2 指定の申出に係る書類の縦覧

申出のあった特定非営利活動法人の指定の申出に係る書類について、平成30年8月1日から同月31日まで縦覧に供した。

3 申出法人の審査

申出のあった特定非営利活動法人の指定及び指定の更新について、平成30年10月17日に相模原市特定非営利活動法人指定審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問をし、同日に開催された会議において審査が行われた。

(1) 審査会の委員の構成

会長(大学教授)及び委員(金融機関代表者1名、税理士1名、中小企業診断士1名、弁護士1名) 計5名

(2) 結果

申出のあった特定非営利活動法人は、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例(平成24年相模原市条例第31号)第4条第1項(同条例第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合すると認めるのが相当であると判断され、平成30年10月17日にその旨の答申がされた。

相模原市立こどもセンター条例及び相模原市立児童クラブ条例の一部を
改正する条例について

相模原市立こどもセンター条例及び相模原市立児童クラブ条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立こどもセンター条例及び相模原市立児童クラブ条例の一部を
改正する条例

(相模原市立こどもセンター条例の一部改正)

第 1 条 相模原市立こどもセンター条例(平成 4 年相模原市条例第 3 3 号)の一部を
次のように改正する。

別表相模原市立橋本こどもセンターの項中「相模原市緑区橋本 2 丁目 1 番 3 7
号」を「相模原市緑区橋本 1 丁目 1 2 番 2 6 号」に改める。

(相模原市立児童クラブ条例の一部改正)

第 2 条 相模原市立児童クラブ条例(平成 1 1 年相模原市条例第 5 6 号)の一部を次
のように改正する。

別表相模原市立橋本児童クラブの項中「相模原市緑区橋本 2 丁目 1 番 3 7 号」
を「相模原市緑区橋本 1 丁目 1 2 番 2 6 号」に改める。

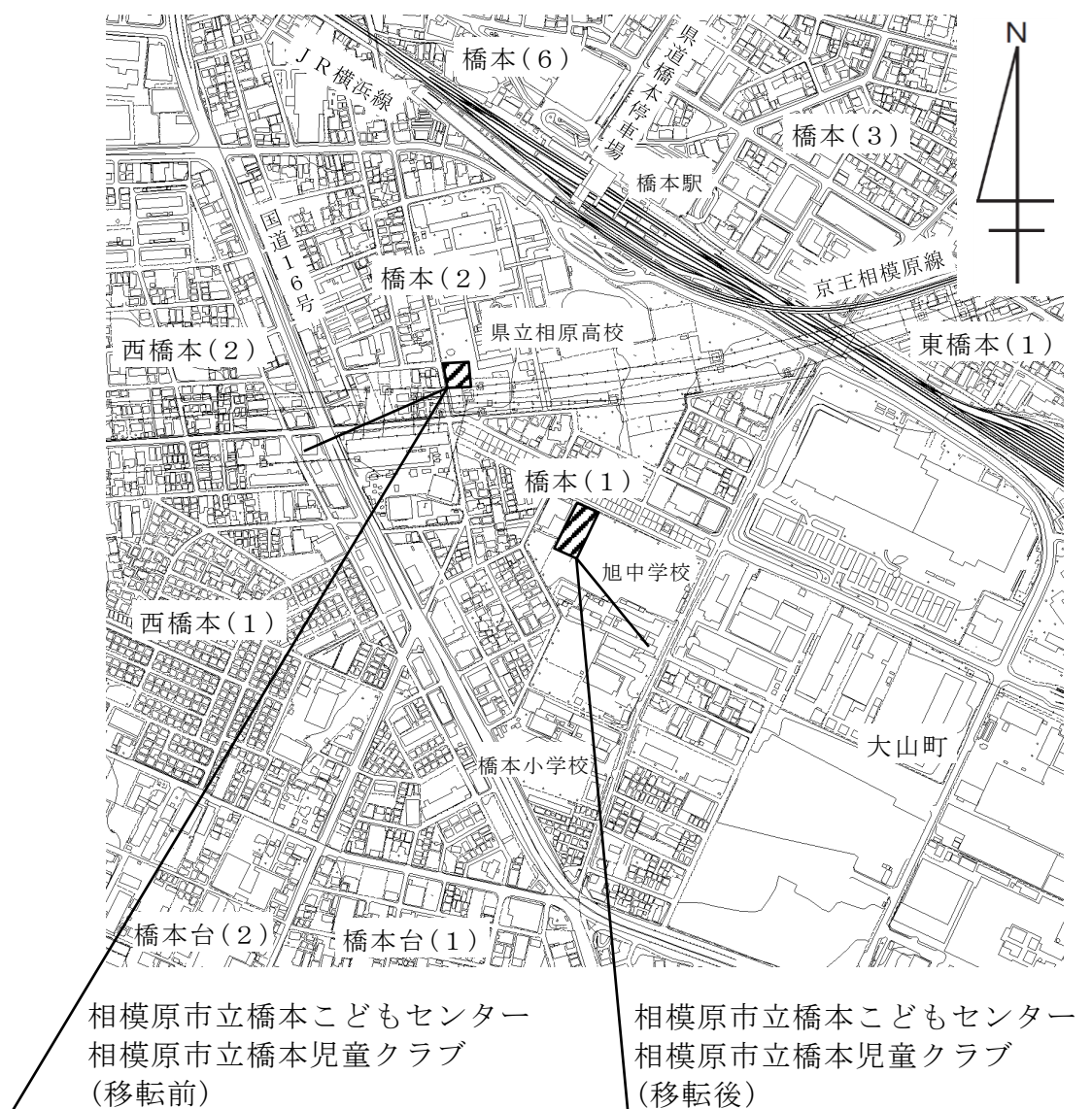
附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

リニア中央新幹線の神奈川県駅(仮称)の建設工事に伴い、相模原市立橋本こど
もセンター及び相模原市立橋本児童クラブの位置を変更いたしたく提案するもの
である。

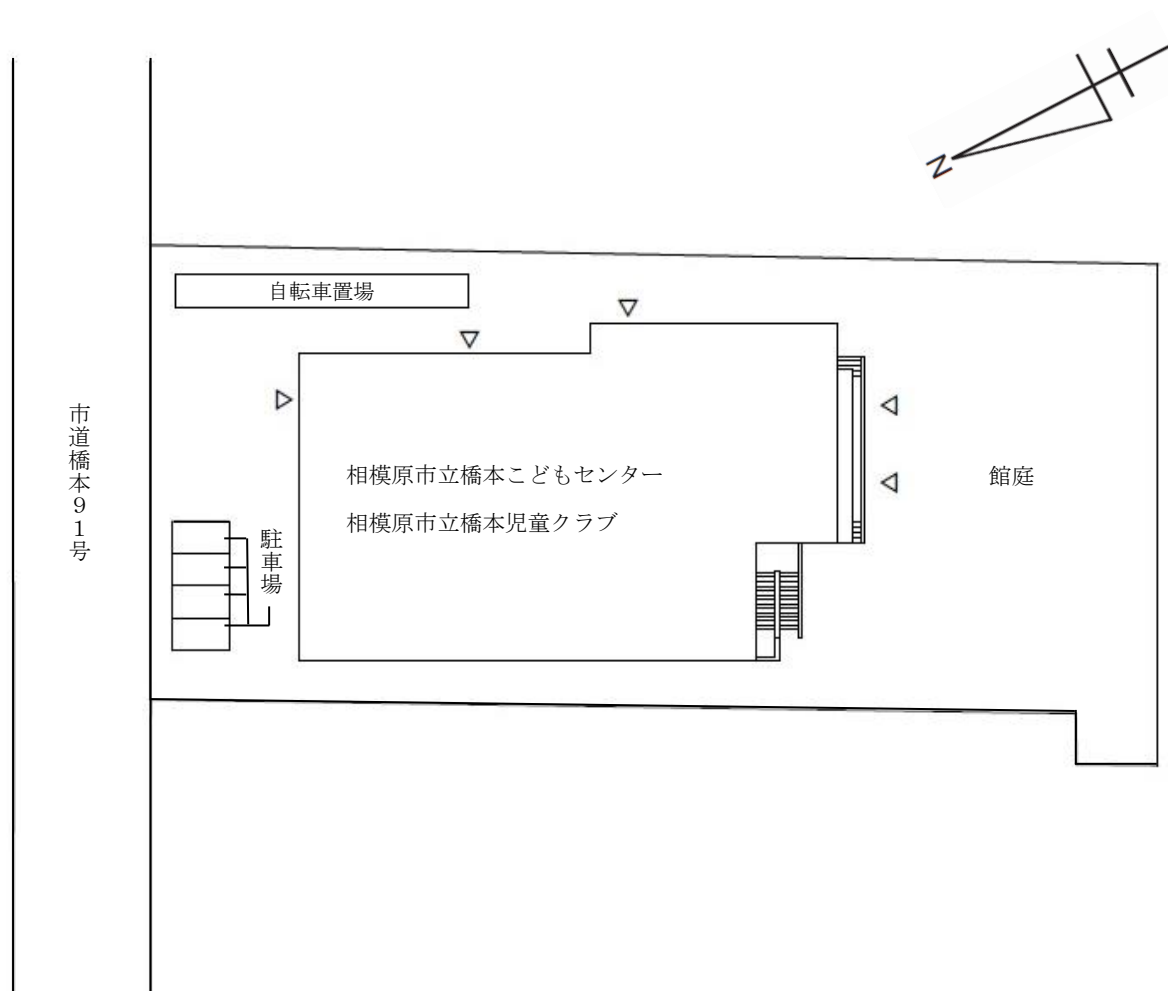
案内図



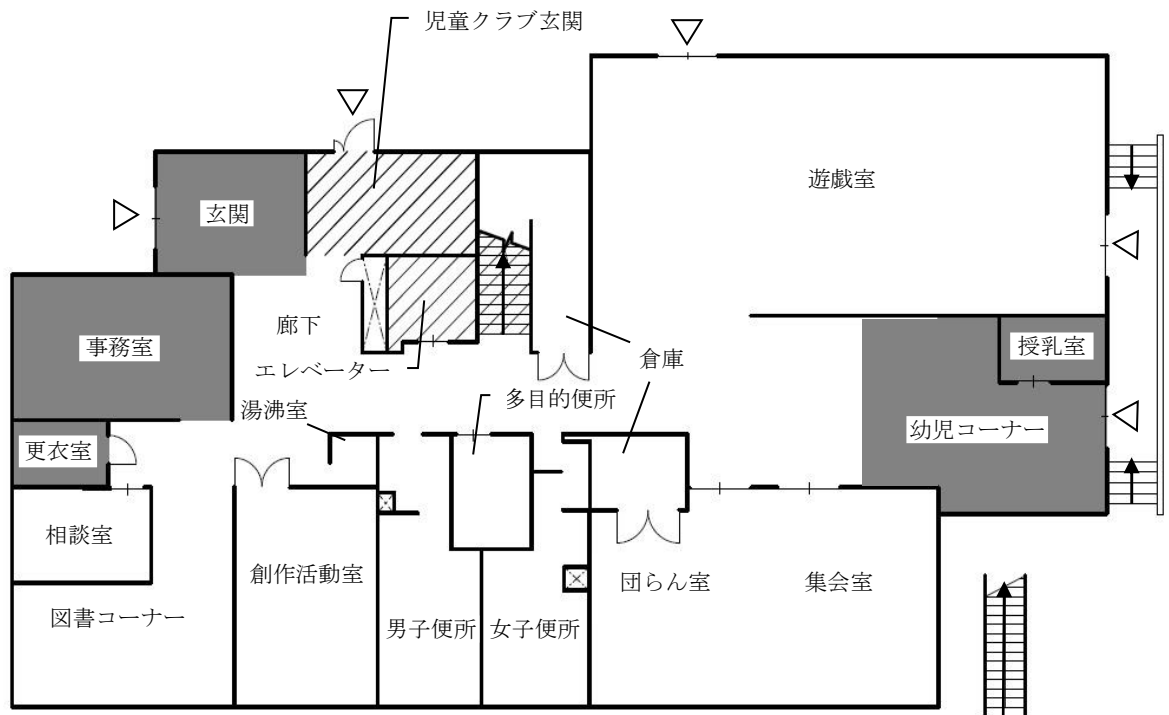
施設の概要

区 分	移転前	移転後
位 置	相模原市緑区橋本 2 丁目 1 番 3 7 号	相模原市緑区橋本 1 丁目 1 2 番 2 6 号
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷 地 面 積	8 5 2 . 6 7 m ²	1 , 6 7 2 . 1 7 m ²
延べ床面積	5 9 9 . 9 2 m ² (共用部分を含む。)	8 4 9 . 5 8 m ² (共用部分を含む。)

配置図



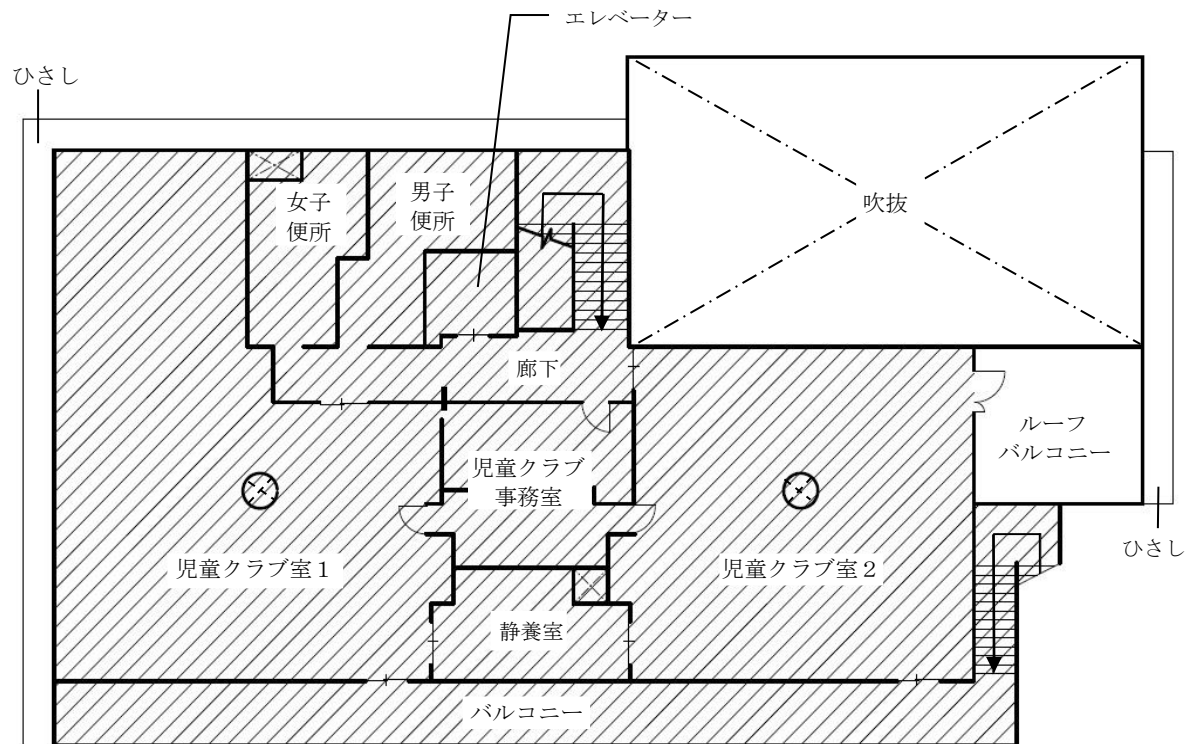
1 階平面図



凡 例

- 共用部分
- こどもセンター部分
- 児童クラブ部分

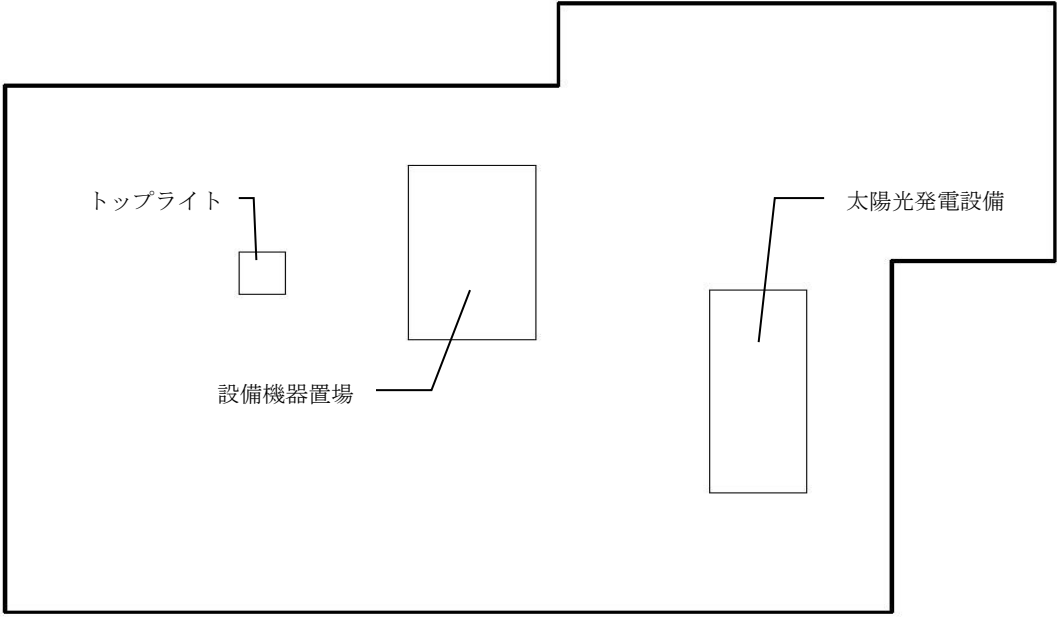
2階平面図



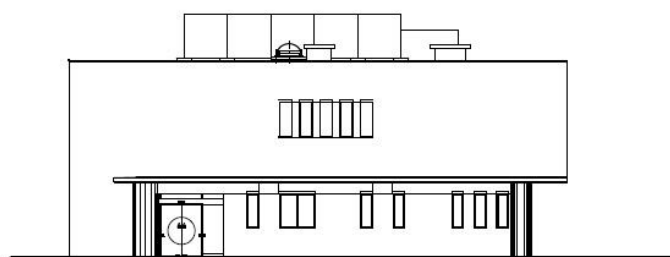
凡 例

-  共用部分
-  児童クラブ部分

屋上平面図



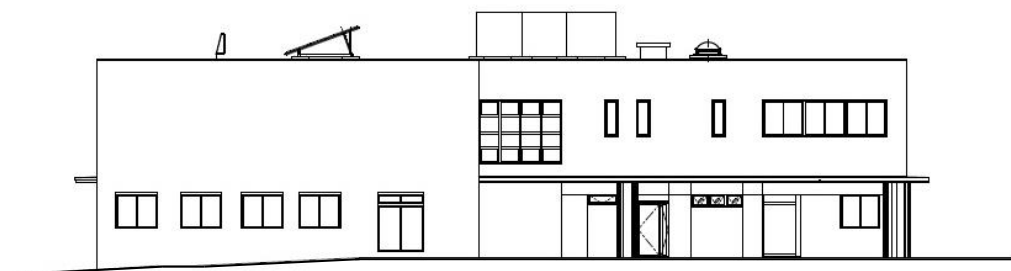
北立面图



南立面图



東立面图



西立面图



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 6 の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 1 条第 2 号に規定する女子又は同令第 2 条第 2 号に規定する男子に該当する場合の女子又は男子であって、20 歳に満たない者を扶養しているもの」「婚姻によらないで母又は父となった女子又は男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族を有するもの等」に改める。

「

別表第 2 第 1 項の表 1 の項中

地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」とい

を

う。)であって規則で定めるもの

地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの

に改め、同表 2 の項、 4 の項、 5 の項及び 1 1

児童扶養手当法(昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

の項中

地方税関係情報であって規則で定めるもの

を

地方税関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表 1 2 の項中「(昭和 3 6 年法律第

児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

2 3 8 号)」を削り、同表 1 8 の項中

身体障害者手帳に関する情報で

を

あつて規則で定めるもの

身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの

に改め、同表 19 の項中

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)による予防接種の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
--

を

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)による予防接種の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの

に改

め、同項の次に次のように加える。

19 の 2 市長	児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当又は特例給付(同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの
--------------	---	------------------------

別表第 2 第 1 項の表 23 の項中「児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)」を「児童扶養手当関係情報」に改め、「(昭和 46 年法律第 73 号)」を削り、同表 24 の項、26 の項及び 28 の項中

国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であつて規則で定めるもの
--

を

国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であつて規則で定めるもの
児童扶養手当関係情報であつて

に改

規則で定めるもの

」

め、別表第2第3項の表5の項中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合の女子又は男子であつて、20歳に満たない者を扶養しているもの」を「婚姻によらないで母又は父となった女子又は男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族を有するもの等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

国による寡婦(寡夫)控除のみなし適用の制度化を踏まえた独自利用事務に係る規定の改正並びに当該制度化に伴う庁内連携ができる事務及び特定個人情報に係る規定の追加をいたしたく提案するものである。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 独自利用事務に係る規定の改正(別表第1及び別表第2第3項の表関係)

市が従来独自に行っている寡婦(寡夫)控除のみなし適用(以下「のみなし適用」という。)について、その対象者が扶養する者の年齢要件を国ののみなし適用に合わせ廃止することに伴い、のみなし適用に係る独自利用事務の規定をこれに適合するよう改正するもの

(2) 庁内連携ができる事務及び特定個人情報に係る規定の追加(別表第2第1項の表関係)

ア 庁内連携ができる事務に係る規定の追加

のみなし適用を行う児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務を庁内連携(市の機関が自ら保有する特定個人情報を個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用することをいう。以下同じ。)ができる事務として追加し、当該事務において庁内連携ができる特定個人情報として児童扶養手当関係情報を規定するもの

イ 庁内連携ができる特定個人情報に係る規定の追加

のみなし適用を行う次に掲げる事務について、庁内連携ができる特定個人情報として児童扶養手当関係情報を追加するもの

- (ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
- (イ) 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所

における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務

(ウ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、
障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健
福祉手帳の交付に関する事務

(オ) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、
障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務

(カ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に
よる障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を
改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当
の支給に関する事務

(キ) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問
指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低
体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に
要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務

(ク) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年
法律第114号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費
の支給に関する事務

(ケ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成
17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業
の実施に関する事務

(コ) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)によ
る特定医療費の支給に関する事務

2 施行期日

公布の日

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例
相模原市立療育センター条例(昭和 50 年相模原市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

療育センターに、次の表の左欄に掲げる施設を置き、当該施設が実施する事業は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	事業
療育相談室	発達及び障害に関する相談、判定、機能訓練等並びに児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援(同法第 43 条に規定する児童発達支援センターが行う支援を除く。)の事業(以下「児童発達支援事業」という。)を行うとともに、療育に必要な指導及び助言をすること。
医療型児童発達支援センター	児童福祉法第 43 条第 2 号に規定する支援を提供すること。
発達障害支援センター	発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 14 条第 1 項各号に規定する業務を行うこと。

第 3 条第 2 項中「次の」を「、次の」に改める。

第 4 条第 2 号中「第一陽光園又は第二陽光園」を「医療型児童発達支援センター」に改め、「第一陽光園を使用する場合にあつては次のア及びイに掲げる額の合計額、第二陽光園を使用する場合にあつては」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用した第一陽光園の使用料については、なお従前の例による。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

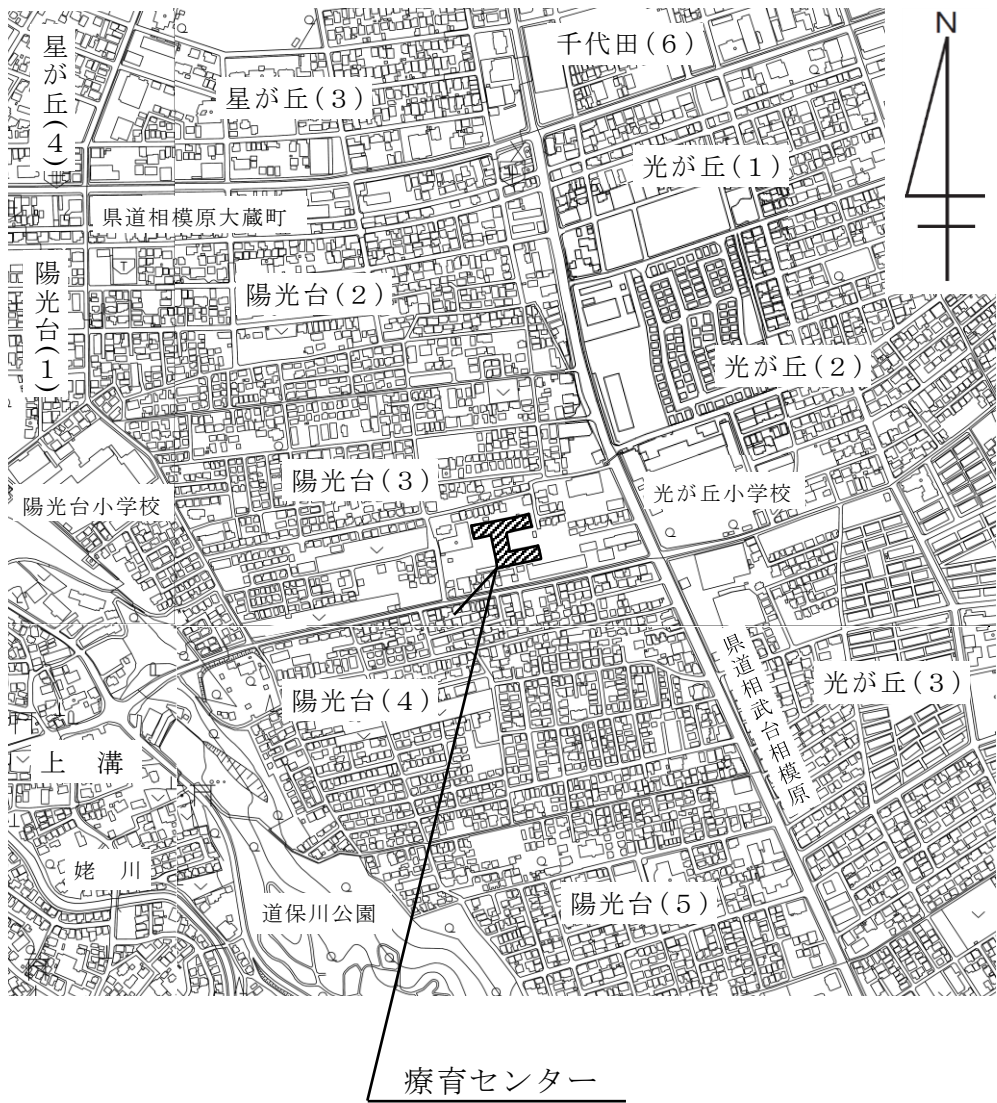
- 3 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 3 6 の項を削り、3 5 の 2 の項を 3 6 の項とする。

提案の理由

療育センターの事業のうち福祉型児童発達支援センターにおける事業について、民間事業者による実施体制が整備されたことに伴う第一陽光園の廃止、第二陽光園の名称の変更その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

案 内 図



施設の概要

位 置	相模原市中央区陽光台 3 丁目 1 9 番 2 号
設置年月日	昭和 5 0 年 4 月 1 日
構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
延べ床面積	3, 2 8 9 . 7 8 m ² (うち第一陽光園部分 4 8 6 . 8 0 m ²)

相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例
について

相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例
相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例(平成 17 年相模原市条例第
173 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「22 人」を「21 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

農業委員会の区域内の農地面積の減少に伴い、農地利用最適化推進委員の定数を改正いたしたく提案するものである。

議案第 107 号関係資料

相模原市農業委員会の委員等の定数に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

農地利用最適化推進委員の定数の改正(第 3 条関係)

農業委員会の区域内の農地面積の減少に伴い、農業委員会等に関する法律施行令(昭和 26 年政令第 78 号)第 8 条に規定する定数の基準に従い、農地利用最適化推進委員の定数を上限の 21 人とするもの

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

相模原市道路占用料徴収条例(昭和 44 年相模原市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第 2 条ただし書中「は、各会計年度の占用料の」を「においては、各年度における占用の期間等に、同表占用料の欄に定める金額を乗じて得た」に改める。

第 3 条第 2 項中「占用物件の」の次に「面積若しくは」を加え、「1 平方メートル若しくは 1 メートル」を「0.01 平方メートル若しくは 0.01 メートル」に、「1 平方メートル又は 1 メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、「ものとする」を削る。

第 4 条第 2 項第 2 号中「占用者」を「法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定により許可を受けた者(以下「占用者」という。)」に改める。

第 5 条中「占用が」を「占用料に係る占用物件が」に改め、同条第 5 号中「及び」を「又は」に改める。

第 6 条中「市長は、占用料を納期限までに納付しない者があるとき」を「法第 73 条第 1 項の規定による督促」に、「督促しなければならない」を「するものとする」に改める。

第 7 条第 1 項中「占用料を納期限までに納付しない者がある場合において、前条」を「法第 73 条第 1 項」に、「した」を「受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない」に改める。

第 8 条中「関し」を「ついて」に改める。

別表中	r		r		を に、
		円		円	
		1 3 0		1 6 0	
		1 9 0		2 4 0	
		2 6 0		3 2 0	
		1 1 0		1 4 0	
		1 8 0		2 2 0	
		2 5 0		3 1 0	
		1 1		1 4	
		1		1	
		1		1	
		1 1 0		1 4 0	
		6 7		8 3	
		2 2 0		2 8 0	
		9 4		1 2 0	
		5 0 0		5 0 0	
		2 2 0		2 8 0	
		5		6	
		7		8	
		1 0		1 2	
		1 3		1 7	
		2 0		2 5	
		2 7		3 3	
		4 7		5 8	
		6 7		8 3	
		1 3 0		1 7 0	
		2 7 0		3 3 0	
		2 2 0		2 8 0	
		$A \times 0.004 \times \frac{1}{12}$		$A \times 0.005 \times \frac{1}{12}$	

$A \times 0.007 \times \frac{1}{12}$	$A \times 0.008 \times \frac{1}{12}$
$A \times 0.008 \times \frac{1}{12}$	$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$
2 5 0	2 5 0
1 5 0	1 5 0
2 2 0	2 8 0

「

1 本につき 1 月	1 8 0
------------	-------

」を「

1 本につき 1 月	2 2 0
------------	-------

」に、

「

5 , 0 1 0

」を「

5 , 0 0 0

」に、

政令第 7 条第 2 号に掲げる発電設備		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2 2 0
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			5 0 0
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設			2 2 0
政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$
	上空に設けるもの		$A \times 0.02 \times \frac{1}{12}$
	その他のもの		$A \times 0.028 \times \frac{1}{12}$
政令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物		$A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$
	その他のもの		$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$

政令第 7 条 第 1 0 号に 掲げる施設 及び自動車 駐車場	建築物	$A \times 0.02 \times \frac{1}{12}$
	その他のもの	$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$
政令第 7 条 第 1 1 号に 掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の 路面下に設けるもの	$A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$
	上空に設けるもの	$A \times 0.02 \times \frac{1}{12}$
	その他のもの	$A \times 0.028 \times \frac{1}{12}$
政令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具		$A \times 0.028 \times \frac{1}{12}$
政令第 7 条 第 1 3 号に 掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道 路(高架のものに限る。)の路面 下に設けるもの	$A \times 0.014 \times \frac{1}{12}$
	上空に設けるもの	$A \times 0.02 \times \frac{1}{12}$
	その他のもの	$A \times 0.028 \times \frac{1}{12}$

」

を
「

政令第 7 条第 2 号に掲げる発電設備	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	2 8 0
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同 条第 5 号に掲げる工事用材料		5 0 0
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同 条第 7 号に掲げる施設		2 8 0
政令第 7 条 第 8 号に掲 げる施設		$A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$

	上空に設けるもの		$A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が 1 のもの	$A \times 0.005 \times \frac{1}{12}$
		階数が 2 のもの	$A \times 0.008 \times \frac{1}{12}$
		階数が 3 以上のもの	$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$
	その他のもの		$A \times 0.034 \times \frac{1}{12}$
政令第 7 条 第 9 号に掲げる施設	建築物		$A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$
	その他のもの		$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$
政令第 7 条 第 10 号に掲げる施設 及び自動車 駐車場	建築物		$A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$
	その他のもの		$A \times 0.01 \times \frac{1}{12}$
政令第 7 条 第 11 号に掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		$A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$
	上空に設けるもの		$A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$
	その他のもの		$A \times 0.034 \times \frac{1}{12}$
政令第 7 条第 12 号に掲げる器具			$A \times 0.034 \times \frac{1}{12}$
政令第 7 条 第 13 号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用 道路(高架のものに限る。)の 路面下に設けるもの		$A \times 0.015 \times \frac{1}{12}$
	上空に設けるもの		$A \times 0.024 \times \frac{1}{12}$

	その他のもの	$A \times 0.034 \times \frac{1}{12}$
--	--------	--------------------------------------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に占用の許可を受け、施行日において現に占用を継続しているものの施行日以後の占用に係る占用料の額については、改正後の相模原市道路占用料徴収条例の規定を適用する。
- 3 施行日前から引き続き占有している物件(その物件に係る施行日の前日の属する年度の占用料の額が相模原市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成 2 7 年相模原市条例第 9 4 号)附則第 3 項の規定により規則で定める経過措置に関する規定により当該年度の前年度の徴収すべき占用料の額に 1 . 2 を乗じて得た額である物件を除く。以下「既占用物件」という。)に係る施行日以後の各年度の占用料(以下「年度占用料」という。)の額については、既占用物件ごとに新条例第 2 条の規定により算出した年度占用料の額が当該年度占用料を徴収すべき年度(以下「徴収年度」という。)の前年度の占用料の額(徴収年度の占用の期間と徴収年度の前年度の占用の期間が異なる場合は、徴収年度の占用の期間に相当する期間の徴収年度の前年度の占用料の額)に 1 . 2 を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、改正後の第 2 条及び別表の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

提案の理由

道路法施行令の一部を改正する政令(平成 2 9 年政令第 2 号)による道路法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号)の改正を踏まえた占用面積等の計算に係る規定の改正及び占用物件に係る項目の追加、本市における固定資産税評価額の評価替え及び国における道路の占用料の額の見直しを踏まえた占用料の額の改定その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 0 8 号関係資料

相模原市道路占用料徴収条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 占用面積等の計算に係る規定の改正(第 3 条関係)

道路法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号)の改正(以下「政令改正」という。)を踏まえ、表示面積、占用面積又は占用物件の面積若しくは長さの算定について、1 平方メートル又は 1 メートル未満の端数を切り上げていたものを、0 . 0 1 平方メートル又は 0 . 0 1 メートル未満の端数を切り捨てることとするもの

(2) 占用物件に係る項目の追加(別表関係)

政令改正を踏まえ、食事施設等であって地下に設けるものの占用料について、新たに区分を設けるもの

(3) 道路占用料の額の改定(別表関係)

本市における固定資産税評価額の評価替え及び国における道路占用料の額の見直しを踏まえ、道路占用料の額を改定するもの

主な占用物件の改定額

占用物件		単位	現行	改定後
第 1 種電柱(3 条以下の電線を支持するもの)		1 本につき 1 月	1 3 0 円	1 6 0 円
第 2 種電話柱(4 条又は 5 条の電線を支持するもの)		1 本につき 1 月	1 8 0 円	2 2 0 円
水管、下水道管、 ガス管その他これ らに類する物件	外径が 0 . 0 7 メートル以上 0 . 1 メートル 未満のもの	長さ 1 メートル につき 1 月	7 円	8 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

- ア この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に占用の許可を受け、施行日において現に占用を継続しているものの施行日以後の占用に係る占用料の額については、改正後の条例の規定を適用することとするもの
- イ 施行日前から引き続き占用している物件の各年度の占用料の額については、改正後の第 2 条及び別表の規定にかかわらず、前年度の占用料の額の 1 . 2 倍の額を上限とするもの

相模原市認定外道路管理条例の一部を改正する条例について
相模原市認定外道路管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市認定外道路管理条例の一部を改正する条例
相模原市認定外道路管理条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 4 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項、第 5 条及び第 6 条中「占用許可」を「許可」に改める。

第 7 条中「占用許可」を「第 4 条第 1 項第 1 号の規定による占用の許可(以下「占用許可」という。)」に改める。

第 8 条中「に掲げる」を「金額の欄に定める」に改め、同条ただし書中「の占用料の額は、各会計年度の占用料の」を「においては、各年度における占用の期間等に、同表金額の欄に定める金額を乗じて得た」に改める。

第 1 0 条中「認定外道路の占用」を「占用料に係る占用物件」に改め、同条第 5 号及び第 6 号中「に係るもの」を削る。

第 1 2 条及び第 1 3 条中「占用許可」を「許可」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「土地又は」を「土地若しくは」に、「又は検査をさせ」を「若しくは検査をさせ、又は」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「この条例の規定により与えた」を削り、「、その他」を「その他」に改め、同項第 1 号中「この規定」を「この条例の規定」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「この条例の規定による」を削る。

第 1 6 条第 1 項中「占用許可」を「許可」に改め、「若しくは」を削る。

第 1 7 条中「占用許可」を「許可」に改める。

第 1 9 条第 2 号中「第 4 条第 1 項に規定する行為の」を削り、「当該」を「第 4 条第 1 項に規定する」に改め、同条第 4 号中「占用許可」を「許可」に改める。

別表中「1 年」を「1 月」に、「3 0 0 円」を「3 4 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に占用の許可を受け、施行日において現に占用を継続しているものの施行日以後の占用に係る占用料の額については、改正後の相模原市認定外道路管理条例の規定を適用する。
- 3 施行日前から引き続き占用している物件(以下「既占用物件」という。)に係る施行日以後の各年度の占用料(以下「年度占用料」という。)の額については、既占用物件ごとに新条例第8条の規定により算出した年度占用料の額が当該年度占用料を徴収すべき年度(以下「徴収年度」という。)の前年度の占用料の額(徴収年度の占用の期間が12月に満たない場合は、徴収年度の前年度の占用料の額を月割りとしたときの徴収年度の占用の期間に相当する期間の徴収年度の前年度の占用料の額)に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、改正後の第8条及び別表の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

提案の理由

本市における固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた占用料に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市認定外道路管理条例の改正の概要

1 改正の内容

占用料に係る規定の改正(別表関係)

本市における固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、認定外道路に係る占用料の額を改定するとともに、その単位を年額から月額に変更するもの

区分	単位	現行 (月額換算)	改定後
その他のもの	1 平方メートルにつき 1 月	2 5 円	3 4 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

ア この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に占用の許可を受け、施行日において現に占用を継続しているものの施行日以後の占用に係る占用料の額については、改正後の条例の規定を適用することとするもの

イ 施行日前から引き続き占用している物件の各年度の占用料の額については、改正後の第 8 条及び別表の規定にかかわらず、前年度の占用料の額の 1 . 2 倍の額を上限とするもの

相模原市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例について
相模原市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例
相模原市準用河川占用料徴収条例(平成 1 1 年相模原市条例第 5 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第 2 条中「者」の次に「(以下「占用者」という。)」を加える。

第 3 条中「に掲げる」を「金額の欄に定める」に、「その金額」を「その額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、流水等の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表金額の欄に定める金額に、各年度における流水等の占用の期間等を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が 1 0 0 円に満たない場合は、1 0 0 円)の合計額とする。

第 5 条を次のように改める。

(占用の期間等の端数計算)

第 5 条 各年度において、流水の占用の期間に 1 年未満の端数があるときは流水占用料を月割りとし、なお 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算する。

2 各年度において、土地占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。

3 水量、表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが 0 . 0 1 立方メートル、0 . 0 1 平方メートル若しくは 0 . 0 1 メートル未満であるとき、又はこれらの水量、面積若しくは長さに 0 . 0 1 立方メートル、0 . 0 1 平方メートル若しくは 0 . 0 1 メートル未満の端数があるときは、その全水量、全面積

若しくは全長又はその端数の水量、面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

第 7 条中「流水等の占用」を「流水占用料等に係る占用物件」に改め、同条第 3 号中「鉄道事業法」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法」に、「応じ旅客又は物品を運送するものに係るもの」を「応ずるものの用に供する施設」に改め、同条第 5 号及び第 6 号中「に係るもの」を削る。

別表中「0.1 立方メートル」を「0.01 立方メートル」に、「494,970 円」を「49,497 円」に、「1 平方メートルにつき 1 年」を「1 平方メートルにつき 1 月」に、「300 円」を「34 円」に、「600 円」を「68 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた占用に係る流水占用料等の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に占用の許可を受け、施行日の前日以後に当該占用の許可の期間が満了する土地の占用(当該土地の占用につき、土地を占用する物件がある場合にあっては、当該土地を占用する物件)(以下「既占用等」という。)について、当該許可の期間の満了後に継続して占用の許可を受ける場合における当該継続して占用の許可を受ける日以後の既占用等に係る各年度の土地占用料(以下「年度占用料」という。)の額については、別表区分の欄に定める区分ごとに改正後の第 3 条の規定により算出した年度占用料の額が当該年度占用料を徴収すべき年度(以下「徴収年度」という。)の前年度の占用料の額(徴収年度の占用の期間と徴収年度の前年度の占用の期間が異なる場合は、徴収年度の占用の期間に相当する期間の徴収年度の前年度の占用料の額)に 1.2 を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、改正後の相模原市準用河川占用料徴収条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

提案の理由

流水占用料等の額に係る規定の改正、土地占用料の額の単位の変更及び道路法施行令の一部を改正する政令(平成 2 9 年政令第 2 号)による道路法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号)の改正を踏まえた占用面積等の端数計算の精緻化に伴う占用の期間等の端数計算に係る規定の改正、流水占用料に係る規定の改正、本市における固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた土地占用料に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 1 0 号関係資料

相模原市準用河川占用料徴収条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 流水占用料等の額に係る規定の改正(第 3 条関係)

準用河川の流水又は土地(以下「流水等」という。)に係る占用の期間が複数の年度にわたる場合について、各年度ごとに流水占用料又は土地占用料(以下「流水占用料等」という。)の額を算出することとするもの

(2) 占用の期間等の端数計算に係る規定の改正(第 5 条関係)

ア 土地占用料の額の単位を年額から月額に改めることに伴い、流水等の占用の期間の端数計算に係る規定を改正するもの

イ 道路法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号)の改正を踏まえ、水量、表示面積、占用面積又は占用物件の面積若しくは長さの算定につき、これまで 0 . 1 立方メートル、1 平方メートル又は 1 メートル未満の端数を切り上げていたものを、0 . 0 1 立方メートル、0 . 0 1 平方メートル又は 0 . 0 1 メートル未満の端数を切り捨てることとするもの

(3) 流水占用料に係る規定の改正(別表関係)

流水占用料の単位を精緻化するとともに、精緻化した単位に合わせた流水占用料の額とするもの

区分	現行		改正後	
	単位	金額	単位	金額
鉱工業その他の用に供するもの	水量毎秒 0 . 1 立方メートルにつき 1 年	4 9 4 , 9 7 0 円	水量毎秒 0 . 0 1 立方メートルにつき 1 年	4 9 , 4 9 7 円

(4) 土地占用料に係る規定の改正(別表関係)

本市における固定資産税評価額の評価替え及び国における道路占用料の額の見直し等を踏まえ、土地占用料の額を改定するとともに、その単位を年額から月額に変更するもの

区分	単位	現行	改定後
----	----	----	-----

				(月額換算)	
通路としての占有			占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	2 5 円	3 4 円
工作物の 占有	通路橋その他これらに類するもの	占有面積が 4 平方メートル以下の部分	占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	2 5 円	3 4 円
		占有面積が 4 平方メートルを超える部分		5 0 円	6 8 円
	はけ口その他これらに類するもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	5 0 円	6 8 円
その他の占有			占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	2 5 円	3 4 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

ア この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた占有に係る流水占用料等の額については、なお従前の例によることとするもの

イ 施行日前に占有の許可を受け、施行日の前日以後に当該占有の許可の期間が満了する場合であって、当該許可の期間の満了後に引き続き同一の区分により土地を占有するときの当該占有物件の各年度の占用料の額については、改正後の条例の規定にかかわらず、前年度の占用料の額の 1 . 2 倍の額を上限とするもの

相模原市水路管理条例の一部を改正する条例について
相模原市水路管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市水路管理条例の一部を改正する条例
相模原市水路管理条例(平成 1 4 年相模原市条例第 5 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「がない」を「を受けない」に、「をいう」を「とする」に改める。

第 4 条第 3 号中「設置」を「設置し、」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「を掘削し、盛土し、」を「の掘削、盛土」に改め、同項第 3 号中「新設」を「新設し、」に改める。

第 8 条中「第 5 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 9 条中「に掲げる」を「金額の欄に定める」に、「その金額」を「その額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度における占用の期間等に同表金額の欄に定める金額を乗じて得た額(その額が 1 0 0 円に満たない場合は、1 0 0 円)の合計額とする。

第 1 1 条第 1 項中「各会計年度における占用の期間に 1 年未満の端数があるときは月割りとし、なお」を「各年度において、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に」に改め、「その端数については」を削り、同条第 2 項中「占用物件の」の次に「面積若しくは」を加え、「1 平方メートル若しくは 1 メートル」を「0 . 0 1 平方メートル若しくは 0 . 0 1 メートル」に、「1 平方メートル又は 1 メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

第 1 3 条第 3 号中「鉄道事業法」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援

機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法」に、「応じ旅客又は物品を運送するものに係るもの」を「応ずるものの用に供する施設」に改め、同条第４号及び第５号中「に係るもの」を削る。

第１７条第１項中「占用」の次に「に係る」を加え、「又は検査をさせ」を「若しくは検査をさせ、又は」に改め、同条第２項中「ときは」の次に「、これを」を加える。

第１８条第１項中「、その他」を「その他」に改め、同項第１号中「この規定」を「この条例の規定」に改める。

第１９条第１項中「又は水路を損傷した行為若しくはその他の行為により必要を生じた水路工事をその原因者に施行させる」を「(以下「許可工事」という。)又は水路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは水路の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によって必要を生じた水路工事又は水路の維持(以下「水路工事等」という。)を当該許可工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせる」に改め、同条第２項中「水路工事」を「水路工事等」に改める。

第２０条第１号中「、氏名」を「又は氏名」に改める。

別表中「１年」を「１月」に、「３００円」を「３４円」に、「６００円」を「６８円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた第５条第１項第４号に規定する行為(以下「行為」という。)に伴う占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。
- 施行日前に許可を受け、施行日の前日以後に当該許可の期間が満了する行為に伴う占用(当該行為に伴う占用につき、水路の敷地を占用する物件がある場合にあっては、当該占用する物件)(以下「既占用行為等」という。)について、当該許可の期間の満了後に継続して許可を受ける行為に伴い占用する場合における当該継続して許可を受ける日以後の既占用行為等に係る各年度の占用料(以下「年度占用料」という。)の額については、別表区分の欄に定める区分ごとに改正後の第９条の規定により算出した年度占用料の額が当該年度占用料を徴収すべき年

度(以下「徴収年度」という。)の前年度の占用料の額(徴収年度の占用の期間と徴収年度の前年度の占用の期間が異なる場合は、徴収年度の占用の期間に相当する期間の徴収年度の前年度の占用料の額)に 1 . 2 を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、改正後の相模原市水路管理条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

提案の理由

占用料の額に係る規定の改正、占用料の額の単位の変更及び道路法施行令の一部を改正する政令(平成 2 9 年政令第 2 号)による道路法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号)の改正を踏まえた占用面積等の端数計算の精緻化に伴う占用の期間等の端数計算に係る規定の改正、本市における固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた占用料に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 1 1 号関係資料

相模原市水路管理条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 占用料の額に係る規定の改正(第 9 条関係)

水路の敷地を掘削する等の行為に伴う水路の敷地の占用の期間が複数の年度にわたる場合について、各年度ごとに占用料の額を算出することとするもの

(2) 占用の期間等の端数計算に係る規定の改正(第 1 1 条関係)

ア 占用料の額の単位を年額から月額に改めることに伴い、水路の敷地の占用の期間の端数計算に係る規定を改正するもの

イ 道路法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号)の改正を踏まえ、表示面積、占用面積又は占用物件の面積若しくは長さの算定について、1 平方メートル又は 1 メートル未満の端数を切り上げていたものを、0 . 0 1 平方メートル又は 0 . 0 1 メートル未満の端数を切り捨てることとするもの

(3) 占用料に係る規定の改正(別表関係)

本市における固定資産税評価額の評価替え及び国における道路占用料の額の見直し等を踏まえ、水路の敷地を掘削する等の行為に伴う水路の敷地の占用料の額を改定するとともに、その単位を年額から月額に変更するもの

区分			単位	現行 (月額換算)	改定後
通路としての占用			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2 5 円	3 4 円
工作物の 占用	通路橋その他これらに類するもの	占用面積が 4 平方メートル以下の部分	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2 5 円	3 4 円
		占用面積が 4 平方			

	メートル を超える 部分		5 0 円	6 8 円
	はけ口その他これら に類するもの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	5 0 円	6 8 円
その他の占用		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	2 5 円	3 4 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

ア この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた水路の敷地を占用しようとする行為(以下「行為」という。)に伴う占用に係る占用料の額については、なお従前の例によることとするもの

イ 施行日前に許可を受け、施行日の前日以後に当該許可の期間が満了する場合であって、当該許可の期間の満了後に引き続き同一の行為又は同一の占用物件により水路の敷地を占用するために当該行為の許可を受けるときの当該水路の敷地の占用料の額については、改正後の条例の規定にかかわらず、前年度に徴収すべき占用料の額の 1 . 2 倍の額を上限とするもの

相模原市下水道条例の一部を改正する条例について
相模原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市下水道条例の一部を改正する条例
相模原市下水道条例(昭和 4 3 年相模原市条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項及び第 5 項中「及び」を「又は」に改める。

第 1 0 条第 3 項中「行い、これが神奈川県公営企業管理者に受理された」を「行った」に改める。

第 1 3 条中「条例の」を「条例で」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「変更とは」を「変更は」に、「をいう」を「とする」に改め、「規定による」を削る。

第 1 6 条の 4 中「に掲げる」を「金額の欄に定める」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度における占用の期間等に相当する期間等に同表金額の欄に定める金額を乗じて得た額(その額が 1 0 0 円に満たない場合は、1 0 0 円)の合計額とする。

第 1 6 条の 6 第 1 項中「各会計年度における占用の期間に 1 年未満の端数があるときは月割りとし、なお」を「各年度において、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に」に改め、「その端数については」を削り、同条第 2 項中「占用物件の」の次に「面積若しくは」を加え、「1 平方メートル若しくは 1 メートル」を「0 . 0 1 平方メートル若しくは 0 . 0 1 メートル」に、「1 平方メートル又は 1 メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

第 1 6 条の 8 第 3 号中「鉄道事業法」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備

支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法」に、「応じ旅客又は物品を運送するものに係るもの」を「応ずるものの用に供する施設」に改める。

第 19 条中「及び」を「又は」に改める。

第 24 条中「関し」を「ついて」に改める。

別表中「1 年」を「1 月」に、「300 円」を「34 円」に、「600 円」を「68 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。

3 施行日前に占用の許可を受け、施行日の前日以後に当該占用の許可の期間が満了する排水施設等を占用する物件(以下「既占用物件」という。)について、当該許可の期間の満了後に継続して占用の許可を受ける場合における当該継続して占用の許可を受ける日以後の既占用物件に係る各年度の占用料(以下「年度占用料」という。)の額については、別表区分の欄に定める区分ごとにこの条例による改正後の第 16 条の 4 の規定により算出した年度占用料の額が当該年度占用料を徴収すべき年度(以下「徴収年度」という。)の前年度の占用料の額(徴収年度の占用の期間と徴収年度の前年度の占用の期間が異なる場合は、徴収年度の占用の期間に相当する期間の徴収年度の前年度の占用料の額)に 1.2 を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、この条例による改正後の相模原市下水道条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。

提案の理由

占用料の額に係る規定の改正、占用料の額の単位の変更及び道路法施行令の一部を改正する政令(平成 29 年政令第 2 号)による道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号)の改正を踏まえた占用面積等の端数計算の精緻化に伴う占用の期間等の端数計算に係る規定の改正、本市における固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた占用料に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するもので

ある。

議案第 1 1 2 号関係資料

相模原市下水道条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 占用料の額に係る規定の改正(第 1 6 条の 4 関係)

公共下水道の敷地又は排水施設(以下「排水施設等」という。)に係る占用の期間が複数の年度にわたる場合について、各年度ごとに占用料の額を算出することとするもの

(2) 占用の期間等の端数計算に係る規定の改正(第 1 6 条の 6 関係)

ア 占用料の額の単位を年額から月額に改めることに伴い、排水施設等の占用の期間の端数計算に係る規定を改正するもの

イ 道路法施行令(昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号)の改正を踏まえ、表示面積、占用面積又は占用物件の面積若しくは長さの算定について、1 平方メートル又は 1 メートル未満の端数を切り上げていたものを、0 . 0 1 平方メートル又は 0 . 0 1 メートル未満の端数を切り捨てることとするもの

(3) 排水施設等の占用料に係る規定の改正(別表関係)

本市における固定資産税評価額の評価替え及び国における道路占用料の額の見直し等を踏まえ、排水施設等の占用料の額を改定するとともに、その単位を年額から月額に変更するもの

区分		単位	現行 (月額換算)	改定後
通路としての占用		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2 5 円	3 4 円
通路橋その他 これらに類するもの	占用面積が 4 平方メートル以下の部分	占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	2 5 円	3 4 円
	占用面積が 4 平方メートルを超える部分		5 0 円	6 8 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 3 1 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

ア この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた占用に係る占用料の額については、なお従前の例によることとするもの

イ 施行日前に占用の許可を受け、施行日の前日以後に当該占用の許可の期間が満了する場合であって、当該許可の期間の満了後に引き続き同一の占用物件により排水施設等を占用するために占用の許可を受けるときの当該占用物件に係る各年度の占用料の額については、改正後の条例の規定にかかわらず、前年度の占用料の額の 1 . 2 倍の額を上限とするもの

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 2 6 年相模原市条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「 2 5 0 , 6 0 0 円」を「 2 5 1 , 2 0 0 円」に改める。

第 1 4 条の 7 第 2 項第 1 号中「 1 0 0 分の 9 0 」を「 1 0 0 分の 9 5 」に、「 1 0 0 分の 1 1 0 」を「 1 0 0 分の 1 1 5 」に改め、同項第 2 号中「 1 0 0 分の 4 2 . 5 」を「 1 0 0 分の 4 7 . 5 」に、「 1 0 0 分の 5 2 . 5 」を「 1 0 0 分の 5 7 . 5 」に改め、同項第 3 号中「 1 0 0 分の 7 7 . 5 」を「 1 0 0 分の 8 2 . 5 」に、「 1 0 0 分の 9 7 . 5 」を「 1 0 0 分の 1 0 2 . 5 」に改め、同条第 5 項中「次条」を「次条第 4 項第 3 号」に改める。

附則第 1 7 項中「 2 5 3 , 3 0 0 」を「 2 5 3 , 5 0 0 」に、「 2 2 1 , 5 0 0 」を「 2 2 1 , 7 0 0 」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,600	190,400	225,800	260,000	286,400	316,900	360,900	406,400	456,700
	2	141,700	192,200	227,400	262,000	288,600	319,100	363,500	408,800	459,800

3	142,900	193,900	229,000	263,900	290,900	321,400	365,900	411,300	462,800
4	144,000	195,700	230,600	266,000	293,000	323,600	368,500	413,700	465,800
5	145,100	197,300	232,100	267,800	294,900	325,800	370,600	415,600	468,800
6	146,200	199,000	233,800	269,800	297,200	327,800	373,100	417,900	471,800
7	147,300	200,800	235,400	271,900	299,500	330,000	375,500	420,000	474,800
8	148,400	202,600	237,000	273,900	301,700	332,200	378,000	422,200	477,900
9	149,500	204,000	238,600	276,000	303,800	334,200	380,500	424,200	480,600
10	150,900	205,800	240,200	278,000	306,100	336,400	383,200	426,300	483,700
11	152,200	207,600	241,800	280,100	308,300	338,500	385,800	428,400	486,700
12	153,500	209,400	243,400	282,100	310,600	340,700	388,500	430,500	489,800
13	154,800	210,600	244,900	284,000	312,700	342,600	390,800	432,200	492,500
14	156,300	212,400	246,400	286,100	314,800	344,600	393,100	434,000	494,800
15	157,800	214,100	247,900	288,100	317,000	346,600	395,300	436,000	497,100
16	159,400	215,900	249,400	290,100	319,100	348,600	397,700	438,000	499,400
17	160,600	217,500	250,900	292,100	321,100	350,500	399,500	439,900	501,500
18	162,100	219,200	252,700	294,100	323,100	352,500	401,500	441,700	502,900
19	163,600	220,900	254,500	296,200	325,200	354,400	403,400	443,500	504,400
20	165,100	222,500	256,300	298,200	327,200	356,300	405,200	445,200	505,800
21	166,500	224,000	257,900	300,200	329,100	358,300	407,100	447,000	507,000
22	169,200	225,700	259,800	302,300	331,200	360,200	408,900	448,500	508,400
23	171,800	227,400	261,600	304,300	333,100	362,200	410,700	449,900	509,900
24	174,400	229,000	263,300	306,400	335,200	364,100	412,600	451,400	511,400
25	177,000	230,500	265,300	308,100	336,800	366,000	414,400	452,800	512,500
26	178,700	232,100	267,200	310,200	338,700	367,900	415,900	454,100	513,600
27	180,400	233,600	269,000	312,300	340,700	369,900	417,400	455,400	514,800
28	182,100	235,000	270,800	314,300	342,600	371,900	419,000	456,600	516,000
29	183,600	236,300	272,400	316,200	344,300	373,400	420,600	457,600	517,000
30	185,300	237,500	274,300	318,200	346,200	375,200	421,900	458,300	517,900
31	187,100	238,700	276,200	320,200	348,100	377,000	423,200	459,100	518,800
32	188,900	240,000	277,900	322,300	349,900	378,600	424,400	459,800	519,700
33	190,400	241,300	279,600	323,800	351,700	380,400	425,600	460,500	520,500

再任用職員及び任期付職員	34	191,900	242,600	281,500	325,800	353,500	381,800	426,900	461,300	521,400
	35	193,300	243,900	283,300	327,800	355,300	383,300	428,200	462,000	522,100
	36	194,800	245,200	285,200	329,900	357,000	384,900	429,400	462,600	522,600
	37	196,100	246,100	286,800	331,800	358,400	386,300	430,600	463,100	523,300
	38	197,300	247,600	288,500	333,700	359,700	387,500	431,400	463,700	523,900
	39	198,600	249,100	290,300	335,700	361,100	388,700	432,200	464,300	524,700
	40	199,900	250,600	292,100	337,600	362,500	389,800	433,000	464,900	525,300
	41	201,000	252,000	293,700	339,400	363,800	390,900	433,600	465,400	525,800
	42	202,300	253,400	295,400	341,300	364,700	392,100	434,300	465,900	
	43	203,600	254,800	297,000	343,100	365,800	393,300	435,000	466,300	
	44	204,900	256,100	298,600	345,000	366,900	394,400	435,700	466,600	
	45	205,900	257,200	300,300	346,500	367,700	395,100	436,500	466,900	
	46	207,200	258,500	302,000	347,900	368,600	395,800	437,300		
	47	208,500	259,900	303,600	349,400	369,500	396,500	437,700		
	48	209,800	261,200	305,300	350,900	370,400	397,200	438,400		
	49	210,800	262,500	306,400	352,500	371,300	397,800	438,900		
	50	211,900	263,600	307,900	353,300	372,100	398,400	439,300		
	51	213,000	264,900	309,500	354,500	372,900	398,900	439,700		
	52	214,100	266,200	311,100	355,500	373,700	399,300	440,100		
	53	215,100	267,200	312,700	356,400	374,400	399,700	440,500		
	54	216,100	268,300	314,300	357,500	375,100	400,000	440,900		
	55	217,100	269,600	315,900	358,400	375,800	400,300	441,300		
	56	218,100	270,900	317,400	359,500	376,500	400,600	441,600		
	57	218,900	271,900	318,800	360,400	377,000	400,900	441,900		
	58	219,900	272,900	320,000	361,100	377,600	401,200	442,300		
	59	220,800	273,900	321,200	361,800	378,200	401,500	442,600		
	60	221,800	275,000	322,400	362,500	378,900	401,800	442,900		
	61	222,500	276,200	323,100	362,900	379,300	402,100	443,200		
	62	223,500	277,200	324,000	363,500	380,000	402,400			
	63	224,500	278,100	324,800	364,200	380,600	402,700			
	64	225,500	279,100	325,600	364,900	381,200	403,000			

以外の職員	65	226,200	279,800	326,500	365,200	381,600	403,300			
	66	227,100	280,700	326,900	365,900	382,200	403,600			
	67	228,100	281,500	327,600	366,600	382,800	403,900			
	68	229,200	282,400	328,400	367,300	383,400	404,200			
	69	229,900	283,400	329,200	367,600	383,800	404,400			
	70	230,700	284,200	329,900	368,200	384,300	404,700			
	71	231,400	285,000	330,600	368,900	384,800	405,000			
	72	232,200	285,800	331,300	369,500	385,400	405,300			
	73	233,000	286,500	331,800	369,800	385,900	405,500			
	74	233,700	287,000	332,400	370,400	386,500	405,800			
	75	234,400	287,400	332,900	371,100	387,100	406,100			
	76	235,000	287,900	333,500	371,700	387,700	406,300			
	77	235,600	288,100	333,800	372,100	388,200	406,500			
	78	236,400	288,400	334,300	372,600	388,600	406,700			
	79	237,200	288,600	334,700	373,200	389,000	406,900			
	80	237,900	289,000	335,200	373,700	389,400	407,000			
	81	238,600	289,200	335,600	374,200	389,700	407,100			
	82	239,300	289,400	336,100	374,800	390,000	407,300			
	83	240,000	289,800	336,600	375,300	390,300	407,500			
	84	240,700	290,100	337,100	375,600	390,500	407,600			
	85	241,300	290,400	337,400	376,000	390,700	407,700			
	86	242,000	290,700	337,800	376,500	390,900				
	87	242,700	291,000	338,300	376,900	391,100				
	88	243,400	291,400	338,700	377,300	391,200				
	89	244,000	291,700	339,000	377,700	391,400				
	90	244,500	292,100	339,400	378,200	391,600				
	91	244,900	292,400	339,900	378,600	391,800				
	92	245,400	292,800	340,300	379,000	391,900				
	93	245,700	293,000	340,500	379,300	392,100				
	94		293,200	340,900						
	95		293,500	341,400						

96	293,900	341,800						
97	294,100	342,000						
98	294,400	342,400						
99	294,800	342,800						
100	295,200	343,100						
101	295,400	343,400						
102	295,700	343,800						
103	296,100	344,200						
104	296,400	344,600						
105	296,600	345,100						
106	296,900	345,500						
107	297,300	345,900						
108	297,600	346,300						
109	297,800	346,800						
110	298,200	347,200						
111	298,600	347,500						
112	298,900	347,800						
113	299,100	348,300						
114	299,300							
115	299,600							
116	300,000							
117	300,200							
118	300,400							
119	300,700							
120	301,000							
121	301,400							
122	301,600							
123	301,900							
124	302,200							
125	302,500							

再任用職員		186,000	213,500	253,500	272,900	288,000	313,400	355,100	388,200	439,300
任期付職員		144,300	178,400	222,900	241,200	254,500	277,000	313,900	343,100	388,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時的任用職員等を除く。

別表第 2 (第 3 条関係)

行政職給料表 (2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	126,600	177,400	198,000	245,800	276,500
	2	127,500	178,900	199,400	247,100	278,400
	3	128,500	180,400	200,800	248,300	280,200
	4	129,400	181,800	202,100	249,600	282,000
	5	130,400	183,100	203,400	250,700	283,800
	6	131,400	184,600	204,800	252,000	285,600
	7	132,400	186,000	206,200	253,300	287,300
	8	133,400	187,400	207,600	254,600	289,100
	9	134,200	188,600	209,100	255,700	290,800
	10	135,200	189,800	210,700	256,900	292,600
	11	136,200	191,100	212,300	258,100	294,300
	12	137,300	192,300	213,800	259,400	296,100
	13	138,100	193,400	215,000	260,500	297,600
	14	139,100	194,500	216,500	261,700	299,300
	15	140,100	195,600	218,000	262,800	300,900
	16	141,100	196,700	219,300	263,900	302,400
	17	142,200	197,700	220,400	264,900	304,000
	18	143,300	198,800	221,200	266,100	305,600
	19	144,500	199,800	222,100	267,200	307,300
	20	145,700	200,800	223,100	268,100	308,900

21	146,800	201,700	224,100	269,100	310,200
22	148,000	202,800	225,600	270,200	311,600
23	149,200	203,900	227,000	271,300	313,000
24	150,400	204,900	228,200	272,400	314,500
25	151,600	205,800	229,600	273,300	315,800
26	153,100	206,700	230,900	274,400	317,300
27	154,600	207,400	232,300	275,500	318,800
28	156,100	208,300	233,600	276,600	320,200
29	157,400	209,200	234,800	277,600	321,800
30	158,900	210,400	236,100	278,700	323,000
31	160,400	211,500	237,500	279,700	324,300
32	161,900	212,400	238,800	280,700	325,500
33	163,400	212,900	240,000	281,600	326,600
34	165,200	214,200	241,300	282,600	327,500
35	167,000	215,400	242,600	283,700	328,600
36	168,800	216,600	244,000	284,800	329,700
37	170,400	217,500	245,300	285,500	330,800
38	172,100	218,800	246,500	286,400	331,900
39	173,800	220,100	247,900	287,200	332,900
40	175,400	221,200	249,300	288,100	333,900
41	177,000	222,300	250,400	289,000	334,900
42	178,400	223,500	251,700	290,000	335,900
43	179,800	224,600	252,900	291,000	336,900
44	181,200	225,800	254,200	291,900	337,900
45	182,600	226,900	255,000	292,500	338,800
46	184,000	228,100	256,100	293,400	339,800
47	185,400	229,300	257,300	294,300	340,800
48	186,800	230,400	258,500	295,200	341,800
49	188,100	231,400	259,700	295,900	342,700
50	189,300	232,600	260,900	296,600	343,600
51	190,300	233,800	262,100	297,300	344,500

再任用職員及び任期付職員以外の職員	52	191,500	234,900	263,100	298,100	345,300
	53	192,500	235,900	264,100	298,700	346,100
	54	193,600	236,900	265,200	299,500	346,900
	55	194,700	237,900	266,400	300,200	347,700
	56	195,800	238,900	267,600	300,900	348,400
	57	196,800	239,900	268,600	301,600	349,100
	58	197,800	240,900	269,600	302,300	349,900
	59	198,900	241,900	270,700	303,100	350,700
	60	199,900	242,800	271,700	303,800	351,400
	61	200,900	243,700	272,700	304,400	352,100
	62	201,800	244,600	273,800	305,100	352,800
	63	202,700	245,500	274,800	305,800	353,500
	64	203,600	246,400	275,900	306,500	354,200
	65	204,200	247,300	276,800	307,000	354,800
	66	205,000	248,100	277,600	307,500	355,300
	67	205,800	248,900	278,400	308,100	355,800
	68	206,600	249,600	279,200	308,700	356,300
	69	207,000	250,300	280,000	309,300	356,700
	70	207,600	250,900	280,800	309,700	357,000
	71	208,000	251,400	281,600	310,200	357,300
	72	208,600	251,900	282,300	310,700	357,600
	73	209,000	252,200	283,100	311,000	357,800
	74	209,700	252,600	283,800	311,500	
	75	210,400	253,100	284,600	312,000	
	76	211,200	253,600	285,400	312,400	
	77	211,500	254,100	286,000	312,600	
	78	212,200	254,500	286,600	312,900	
	79	212,800	255,000	287,100	313,200	
	80	213,500	255,500	287,500	313,500	
	81	214,200	255,800	287,900	313,800	
	82	214,800	256,100	288,300	314,100	

83	215,500	256,400	288,800	314,400
84	216,200	256,700	289,300	314,700
85	216,900	256,900	289,700	314,900
86	217,600	257,200	290,300	315,300
87	218,200	257,500	290,900	315,600
88	218,900	257,800	291,500	315,800
89	219,300	258,000	291,800	316,000
90	219,900	258,200	292,300	316,300
91	220,500	258,600	292,800	316,600
92	221,100	258,800	293,200	316,900
93	221,500	259,100	293,600	317,100
94	222,000	259,500	294,100	317,300
95	222,500	259,800	294,600	317,500
96	223,000	260,100	295,100	317,700
97	223,500	260,300	295,400	317,900
98	224,000	260,600	295,800	318,100
99	224,500	260,800	296,300	318,300
100	225,000	261,100	296,800	318,500
101	225,600	261,400	297,200	318,700
102	226,100	261,600	297,600	318,800
103	226,700	261,900	297,900	318,900
104	227,300	262,200	298,200	319,000
105	227,600	262,400	298,500	319,100
106	228,100	262,600	298,900	319,200
107	228,600	262,900	299,300	319,300
108	229,000	263,100	299,700	319,400
109	229,200	263,400	300,000	319,500
110	229,600	263,700	300,400	319,600
111	230,100	264,000	300,800	319,700
112	230,600	264,200	301,100	319,800
113	230,900	264,400	301,300	319,900

	114	231,400	264,700	301,600	320,000	
	115	231,900	264,900	301,900	320,100	
	116	232,400	265,100	302,100		
	117	232,700	265,400	302,300		
	118	233,100	265,700	302,600		
	119	233,500	266,000	302,900		
	120	233,900	266,300	303,100		
	121	234,300	266,500	303,300		
	122		266,700	303,600		
	123		267,000	303,900		
	124		267,300	304,100		
	125		267,500	304,300		
	126		267,700	304,600		
	127		268,000	304,900		
	128		268,300	305,100		
	129		268,500	305,300		
	130		268,700	305,600		
	131		269,000	305,900		
	132		269,300	306,100		
	133		269,500	306,300		
	134		269,700			
	135		270,000			
	136		270,300			
	137		270,500			
再任用職員		191,900	203,000	221,500	243,300	273,000
任期付職員		137,000	165,400	195,700	215,000	241,200

備考 この表は、技能職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 3 (第 3 条関係)

消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	161,900	177,400	203,800	238,300	288,000	315,200	343,400	378,000
	2	163,600	179,200	205,800	240,100	290,300	317,500	345,700	380,200
	3	165,300	181,000	207,800	241,700	292,600	319,700	348,000	382,400
	4	167,000	182,800	209,800	243,500	294,900	322,000	350,300	384,600
	5	168,500	184,600	211,800	245,300	296,700	324,300	352,300	386,700
	6	170,400	186,900	213,700	247,200	299,000	326,500	354,500	388,800
	7	172,200	189,200	215,700	248,900	301,300	328,800	356,700	390,900
	8	174,100	191,500	217,700	250,800	303,600	331,100	358,900	392,900
	9	175,800	193,700	219,700	252,400	305,600	333,100	360,900	394,700
	10	177,500	196,300	221,500	254,300	307,800	335,300	363,100	396,800
	11	179,200	198,800	223,200	256,100	310,100	337,600	365,200	398,900
	12	180,900	201,300	225,000	257,900	312,300	339,800	367,400	401,000
	13	182,700	203,600	226,900	259,500	314,200	341,900	369,600	402,700
	14	184,800	205,400	228,700	261,100	316,500	344,000	371,800	404,700
	15	186,900	207,200	230,600	262,600	318,800	346,200	374,000	406,800
	16	189,000	209,000	232,500	264,100	321,100	348,400	376,200	408,900
	17	191,200	210,900	233,700	265,300	323,100	350,400	377,700	410,700
	18	193,600	212,700	235,500	267,200	325,400	352,500	379,700	412,500
	19	196,000	214,600	237,100	268,900	327,500	354,400	381,700	414,000
	20	198,400	216,500	238,900	270,700	329,800	356,500	383,700	415,700
	21	200,800	218,100	240,400	272,200	331,900	358,800	385,400	417,200
	22	202,600	219,900	241,900	274,100	333,900	360,700	387,500	418,700
	23	204,400	221,600	243,400	275,800	336,000	362,900	389,600	420,300
	24	206,200	223,400	244,900	277,700	338,000	364,900	391,700	421,900
	25	208,100	225,100	246,100	279,400	340,000	366,700	393,300	422,900
	26	209,800	226,700	247,300	281,600	342,000	368,800	395,400	424,300
	27	211,600	228,400	248,600	283,600	344,100	370,700	397,300	426,000
	28	213,400	230,100	250,100	285,800	346,200	372,700	399,400	427,600

29	215,200	231,400	251,300	287,900	348,300	374,800	400,900	428,900
30	217,000	233,200	252,400	289,700	350,400	376,900	402,700	430,600
31	218,700	235,000	253,600	291,700	352,300	378,900	404,300	432,300
32	220,500	236,800	254,900	293,700	354,400	380,900	405,900	433,900
33	222,200	238,000	256,000	295,600	356,200	382,600	407,800	435,400
34	223,800	239,500	257,100	297,400	358,100	384,600	409,200	437,100
35	225,500	240,800	258,300	299,300	360,100	386,800	410,700	438,700
36	227,200	242,300	259,500	301,200	362,100	388,900	412,300	440,400
37	228,600	243,500	260,500	303,000	364,000	390,200	413,500	441,700
38	230,400	244,800	261,600	304,900	366,100	391,700	414,900	442,400
39	232,200	246,100	262,700	306,700	368,100	393,200	416,300	443,100
40	234,000	247,200	263,800	308,600	370,100	394,500	417,800	443,700
41	235,400	248,500	265,000	310,500	372,100	396,100	419,400	444,200
42	236,900	249,700	266,600	312,300	374,200	397,000	420,700	444,800
43	238,400	251,000	268,000	314,200	376,200	398,000	422,000	445,500
44	239,900	252,200	269,400	316,000	378,200	399,100	423,200	446,100
45	241,200	253,400	270,700	317,900	379,500	400,100	424,300	446,800
46	242,500	254,700	272,300	319,800	381,200	401,300	425,100	447,500
47	243,800	255,800	274,000	321,600	382,900	402,500	425,900	448,100
48	245,100	256,900	275,600	323,500	384,600	403,600	426,700	448,600
49	246,000	257,900	277,400	325,000	386,200	404,800	427,300	449,000
50	247,400	259,200	279,100	326,600	387,100	405,600	428,000	449,600
51	248,900	260,500	280,700	328,300	388,200	406,400	428,800	450,100
52	250,400	261,800	282,400	329,800	389,300	407,100	429,500	450,600
53	251,500	263,000	283,800	331,500	390,400	407,500	430,000	451,000
54	253,000	264,400	285,600	333,200	391,600	408,200	430,600	451,500
55	254,400	265,800	287,400	335,000	392,800	408,900	431,300	451,800
56	255,900	267,200	289,100	336,800	394,000	409,500	431,900	452,000
57	256,900	268,500	290,700	338,000	395,200	410,100	432,500	452,200
58	258,200	269,800	292,500	339,700	396,000	410,600	433,200	452,400
59	259,500	271,200	294,200	341,300	396,800	411,000	433,600	452,600

再任用職員及び任期付職員以外の職員	60	260,800	272,800	296,000	343,000	397,600	411,300	434,200	452,800
	61	262,000	274,500	297,600	344,700	398,100	411,500	434,800	453,000
	62	263,400	276,100	299,300	346,300	398,800	411,700	435,000	
	63	264,800	277,700	301,000	348,000	399,500	411,900	435,200	
	64	266,200	279,300	302,800	349,600	400,200	412,100	435,400	
	65	267,500	280,700	304,200	351,200	400,500	412,300	436,000	
	66	268,800	282,100	305,800	352,800	401,100	412,500	436,200	
	67	270,200	283,600	307,500	354,300	401,600	412,700	436,400	
	68	271,600	285,100	309,100	356,000	402,300	412,900	436,600	
	69	272,700	286,700	310,800	357,000	402,700	413,100	436,800	
	70	274,100	288,200	312,300	358,300	403,300	413,300	437,000	
	71	275,500	289,800	313,700	359,600	403,800	413,500	437,200	
	72	276,900	291,400	315,200	361,000	404,300	413,700	437,400	
	73	278,300	292,800	316,200	362,400	404,800	414,000	437,600	
	74	279,700	294,100	317,800	363,500	405,300	414,300	437,900	
	75	281,100	295,500	319,400	365,000	405,800	414,500	438,200	
	76	282,500	297,000	321,100	366,300	406,300	414,700	438,400	
	77	283,700	298,200	322,900	367,600	406,800	415,100	438,600	
	78	284,900	299,500	324,600	368,800	407,200	415,300	438,800	
	79	286,100	301,000	326,300	369,900	407,800	415,500	439,000	
	80	287,300	302,500	327,900	371,100	408,200	415,700	439,100	
	81	288,500	304,000	329,400	372,400	408,800	416,000	439,200	
	82	289,800	305,400	331,100	373,600	409,400	416,200	439,400	
	83	291,100	306,600	332,800	374,800	409,900	416,400	439,600	
	84	292,400	308,000	334,500	376,000	410,500	416,600	439,700	
	85	293,500	309,300	335,800	377,100	411,100	416,800	439,800	
	86	294,700	310,800	337,300	377,600	411,400	417,000		
	87	295,900	312,100	338,800	378,200	411,700	417,200		
	88	297,100	313,600	340,200	378,800	412,000	417,300		
	89	298,200	315,100	341,700	379,300	412,300	417,400		
	90	299,400	316,600	342,700	379,900	412,500	417,600		

91	300,600	318,000	344,100	380,500	412,700	417,800
92	301,800	319,500	345,600	381,100	412,900	417,900
93	302,700	320,700	347,000	381,400	413,100	418,000
94	304,000	322,100	348,500	381,900		
95	305,200	323,400	350,000	382,500		
96	306,500	324,800	351,500	383,000		
97	307,500	325,800	352,800	383,300		
98	308,700	327,200	354,000	383,800		
99	309,800	328,400	355,100	384,400		
100	311,000	329,800	356,300	384,900		
101	312,000	331,100	357,400	385,300		
102	313,100	332,200	358,500	385,800		
103	314,200	333,500	359,500	386,400		
104	315,300	334,600	360,700	386,900		
105	316,200	335,800	361,800	387,200		
106	316,900	336,800	362,400	387,700		
107	317,600	337,700	363,000	388,100		
108	318,300	338,800	363,600	388,300		
109	318,900	340,000	364,100	388,500		
110	319,600	341,000	364,600	388,800		
111	320,300	341,800	365,200	389,000		
112	321,000	342,800	365,700	389,300		
113	321,800	343,800	366,200	389,500		
114	322,600	344,600	366,700	389,800		
115	323,400	345,500	367,300	390,100		
116	324,200	346,500	367,800	390,400		
117	324,800	347,600	368,200	390,700		
118	325,600	348,100	368,700	391,000		
119	326,400	348,700	369,300	391,300		
120	327,200	349,300	369,800	391,600		
121	327,900	349,800	370,000	391,900		

	122	328,400	350,200	370,500	392,200				
	123	328,900	350,700	371,000	392,500				
	124	329,400	351,100	371,400	392,800				
	125	329,600	351,600	371,900	393,100				
	126		352,000	372,400					
	127		352,500	372,900					
	128		352,800	373,400					
	129		353,300	373,600					
	130		353,800	374,100					
	131		354,300	374,500					
	132		354,700	375,000					
	133		355,100	375,300					
	134		355,500	375,800					
	135		355,800	376,100					
	136		356,300	376,400					
	137		356,500	376,700					
	138		356,800	377,100					
	139		357,200	377,500					
	140		357,700	378,000					
	141		357,900	378,200					
	142		358,300						
	143		358,700						
	144		359,100						
	145		359,300						
再任用職員		239,000	250,800	251,100	286,300	302,900	316,900	340,700	375,600
任期付職員		164,000	203,700	222,100	253,100	267,800	280,200	301,200	332,000

備考 この表は、消防職員(消防局長を除く。)で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4(第3条関係)

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600

再任用職員及び任期付職員以外の職員	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400

60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		

	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
任期付職員		237,100	295,100	342,600	411,900

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額」を「100分の130」に、「6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」を「100分の110」に、「額)」を「額」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改め、同項第3号中「100分の82.5」を「100分の80」に、「100分の102.5」を「100分の100」に改める。

(相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「 1 0 0 分の 1 6 5 」を「 1 0 0 分の 1 7 0 」に改める。

第 4 条 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「、 6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 2 . 5、 1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 3 7 . 5 」とあるのは「 1 0 0 分の 1 7 0 」を「 1 0 0 分の 1 3 0 」とあるのは「 1 0 0 分の 1 6 7 . 5 」に改める。
(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第 5 条 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成 2 8 年相模原市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「 2 5 3 , 3 0 0 」を「 2 5 3 , 5 0 0 」に、「 2 2 1 , 5 0 0 」を「 2 2 1 , 7 0 0 」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	156,700	172,600	250,700	289,700	406,100
	2	158,200	174,700	253,200	292,300	407,600
	3	159,700	176,800	255,700	295,200	409,100
	4	161,200	179,000	258,000	297,700	410,600
	5	162,900	181,000	260,600	300,100	412,000
	6	164,800	183,200	263,000	302,500	413,400
	7	166,600	185,400	265,200	304,800	414,900
	8	168,400	187,600	267,400	307,200	416,500
	9	170,200	189,900	269,500	309,600	417,900
	10	172,300	192,700	271,700	312,200	419,300
	11	174,300	195,400	273,900	314,900	420,700
	12	176,300	198,100	275,900	317,800	422,000
	13	178,300	201,000	278,200	320,200	423,300
	14	180,500	202,700	280,200	322,200	424,700

15	182,700	204,400	282,100	324,200	426,100
16	184,900	206,100	284,100	326,500	427,500
17	187,200	207,900	285,800	328,700	428,700
18	189,800	209,500	288,200	330,900	430,000
19	192,300	211,200	290,500	333,200	431,200
20	194,800	212,800	293,000	335,300	432,500
21	197,300	214,500	295,100	337,400	433,600
22	199,000	216,400	297,600	339,500	434,800
23	200,700	218,200	299,900	341,700	436,100
24	202,400	220,100	302,600	343,800	437,400
25	203,900	221,800	304,900	345,800	438,700
26	205,500	223,700	307,300	347,700	439,900
27	207,200	225,700	309,800	349,700	440,900
28	208,800	227,700	312,100	351,700	442,000
29	210,200	229,500	314,400	353,600	443,300
30	211,900	232,200	316,600	355,400	444,400
31	213,500	234,900	318,700	357,100	445,600
32	215,200	237,600	320,900	359,000	446,700
33	216,800	240,100	323,000	360,500	447,900
34	218,500	242,900	325,100	362,200	448,800
35	220,300	245,500	327,300	363,900	449,700
36	222,100	248,200	329,300	365,700	450,400
37	223,600	250,600	331,400	367,600	451,200
38	225,400	253,100	333,500	369,100	452,000
39	227,200	255,600	335,700	370,600	452,800
40	229,000	257,900	337,900	372,200	453,600
41	230,600	260,500	339,800	373,400	454,500
42	232,300	262,900	342,000	374,800	455,300
43	233,900	265,100	344,100	376,200	456,100
44	235,500	267,300	346,300	377,700	456,900
45	237,000	269,500	348,100	379,200	457,800

46	238,400	271,700	350,000	380,800	458,600
47	239,700	273,900	352,100	382,400	459,400
48	240,900	275,900	354,100	383,900	460,200
49	242,300	278,100	355,800	385,200	461,100
50	243,800	280,100	357,700	386,700	461,900
51	245,000	282,000	359,500	388,200	462,700
52	246,500	284,000	361,400	389,600	463,500
53	247,700	285,800	363,300	390,800	464,400
54	248,900	288,200	365,000	392,100	465,200
55	250,300	290,500	366,700	393,200	466,000
56	251,400	293,000	368,300	394,300	466,800
57	252,600	295,000	369,800	395,700	467,700
58	253,700	297,500	371,300	396,900	
59	254,800	299,800	372,800	398,100	
60	256,000	302,500	374,200	399,400	
61	257,300	304,900	375,200	400,600	
62	258,600	307,300	376,600	401,600	
63	260,000	309,800	378,000	403,000	
64	261,200	312,100	379,300	404,300	
65	262,400	314,300	380,600	405,500	
66	263,900	316,500	381,900	406,600	
67	265,400	318,600	383,100	407,800	
68	267,100	320,800	384,400	408,900	
69	268,600	323,000	385,700	409,900	
70	270,000	325,100	386,800	410,900	
71	271,400	327,300	388,100	411,900	
72	272,800	329,300	389,300	412,900	
73	273,800	331,400	390,700	413,900	
74	275,200	333,500	391,700	414,600	
75	276,600	335,700	392,800	415,300	
76	277,800	337,900	393,800	416,000	

再任用職員及び任期付職員以外の職員	77	279,200	339,600	394,700	416,700
	78	280,400	341,500	395,700	417,400
	79	281,600	343,400	396,800	418,100
	80	282,800	345,200	397,900	418,800
	81	283,900	347,000	398,600	419,600
	82	285,100	348,800	399,500	420,300
	83	286,300	350,400	400,400	421,000
	84	287,500	352,200	401,300	421,700
	85	288,600	353,500	402,100	422,300
	86	289,700	355,100	403,000	422,800
	87	290,800	356,600	403,800	423,400
	88	292,000	358,100	404,600	424,100
	89	293,200	359,500	405,200	424,800
	90	294,300	360,800	405,900	425,400
	91	295,500	362,200	406,600	426,100
	92	296,700	363,600	407,300	426,600
	93	297,400	365,000	407,900	427,000
	94	298,400	366,300	408,700	427,600
	95	299,500	367,600	409,400	428,200
	96	300,700	368,800	410,200	428,800
	97	301,700	369,800	410,900	429,200
	98	302,800	370,800	411,700	429,800
	99	303,800	371,800	412,500	430,400
	100	304,900	372,800	413,300	431,000
	101	305,700	373,700	413,900	431,400
	102	306,800	374,700	414,600	432,000
	103	307,900	375,700	415,300	432,600
	104	308,900	376,700	416,000	433,200
	105	309,500	377,500	416,800	433,600
	106	310,400	378,400	417,500	434,200
	107	311,200	379,300	418,200	434,800

108	312,000	380,300	419,000	435,400
109	312,900	381,100	419,600	435,800
110	313,300	382,100	420,100	436,400
111	313,700	383,100	420,600	437,000
112	314,200	384,100	421,200	437,600
113	314,800	384,700	421,700	438,000
114	315,200	385,600	422,200	438,600
115	315,700	386,500	422,700	439,200
116	316,200	387,400	423,200	439,800
117	316,800	388,200	423,800	440,200
118	317,300	388,900	424,300	440,800
119	317,700	389,700	424,800	441,400
120	318,200	390,500	425,300	442,000
121	318,700	391,100	425,900	442,400
122	319,100	391,900	426,400	
123	319,600	392,600	426,900	
124	320,100	393,300	427,400	
125	320,700	393,900	428,000	
126	321,000	394,600	428,500	
127	321,300	395,100	429,000	
128	321,600	395,700	429,500	
129	321,800	396,400	430,100	
130	322,100	397,000	430,600	
131	322,400	397,500	431,100	
132	322,700	398,000	431,600	
133	322,900	398,300	432,200	
134	323,100	398,900	432,700	
135	323,300	399,500	433,200	
136	323,600	400,100	433,700	
137	323,900	400,600	434,300	
138	324,100	401,200		

139	324,400	401,800		
140	324,700	402,400		
141	324,900	402,800		
142	325,100	403,400		
143	325,400	403,900		
144	325,600	404,500		
145	325,900	404,900		
146	326,100	405,500		
147	326,400	406,000		
148	326,700	406,600		
149	326,900	407,000		
150	327,100	407,500		
151	327,400	408,000		
152	327,700	408,500		
153	327,900	409,100		
154	328,200	409,600		
155	328,500	410,100		
156	328,800	410,600		
157	328,900	411,200		
158	329,200	411,700		
159	329,500	412,200		
160	329,800	412,700		
161	329,900	413,300		
162	330,200	413,800		
163	330,500	414,300		
164	330,800	414,800		
165	330,900	415,400		
166		415,900		
167		416,400		
168		416,900		
169		417,500		

	170		418,000			
	171		418,500			
	172		419,000			
	173		419,600			
	174		420,100			
	175		420,600			
	176		421,100			
	177		421,700			
	178		422,200			
	179		422,700			
	180		423,200			
	181		423,800			
	182		424,300			
	183		424,800			
	184		425,300			
	185		425,900			
再任用職員		233,400	270,500	296,000	323,800	404,600
任期付職員		181,400	206,600	262,700	286,300	357,800

備考 この表は、教育職員に適用する。

別表第 2 (第 4 条関係)

学校事務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,600	190,400	225,800	260,000	286,400
	2	141,700	192,200	227,400	262,000	288,600
	3	142,900	193,900	229,000	263,900	290,900
	4	144,000	195,700	230,600	266,000	293,000
	5	145,100	197,300	232,100	267,800	294,900

6	146,200	199,000	233,800	269,800	297,200
7	147,300	200,800	235,400	271,900	299,500
8	148,400	202,600	237,000	273,900	301,700
9	149,500	204,000	238,600	276,000	303,800
10	150,900	205,800	240,200	278,000	306,100
11	152,200	207,600	241,800	280,100	308,300
12	153,500	209,400	243,400	282,100	310,600
13	154,800	210,600	244,900	284,000	312,700
14	156,300	212,400	246,400	286,100	314,800
15	157,800	214,100	247,900	288,100	317,000
16	159,400	215,900	249,400	290,100	319,100
17	160,600	217,500	250,900	292,100	321,100
18	162,100	219,200	252,700	294,100	323,100
19	163,600	220,900	254,500	296,200	325,200
20	165,100	222,500	256,300	298,200	327,200
21	166,500	224,000	257,900	300,200	329,100
22	169,200	225,700	259,800	302,300	331,200
23	171,800	227,400	261,600	304,300	333,100
24	174,400	229,000	263,300	306,400	335,200
25	177,000	230,500	265,300	308,100	336,800
26	178,700	232,100	267,200	310,200	338,700
27	180,400	233,600	269,000	312,300	340,700
28	182,100	235,000	270,800	314,300	342,600
29	183,600	236,300	272,400	316,200	344,300
30	185,300	237,500	274,300	318,200	346,200
31	187,100	238,700	276,200	320,200	348,100
32	188,900	240,000	277,900	322,300	349,900
33	190,400	241,300	279,600	323,800	351,700
34	191,900	242,600	281,500	325,800	353,500
35	193,300	243,900	283,300	327,800	355,300
36	194,800	245,200	285,200	329,900	357,000

再任用職員及び任期付職員以外の職員	37	196,100	246,100	286,800	331,800	358,400
	38	197,300	247,600	288,500	333,700	359,700
	39	198,600	249,100	290,300	335,700	361,100
	40	199,900	250,600	292,100	337,600	362,500
	41	201,000	252,000	293,700	339,400	363,800
	42	202,300	253,400	295,400	341,300	364,700
	43	203,600	254,800	297,000	343,100	365,800
	44	204,900	256,100	298,600	345,000	366,900
	45	205,900	257,200	300,300	346,500	367,700
	46	207,200	258,500	302,000	347,900	368,600
	47	208,500	259,900	303,600	349,400	369,500
	48	209,800	261,200	305,300	350,900	370,400
	49	210,800	262,500	306,400	352,500	371,300
	50	211,900	263,600	307,900	353,300	372,100
	51	213,000	264,900	309,500	354,500	372,900
	52	214,100	266,200	311,100	355,500	373,700
	53	215,100	267,200	312,700	356,400	374,400
	54	216,100	268,300	314,300	357,500	375,100
	55	217,100	269,600	315,900	358,400	375,800
	56	218,100	270,900	317,400	359,500	376,500
	57	218,900	271,900	318,800	360,400	377,000
	58	219,900	272,900	320,000	361,100	377,600
	59	220,800	273,900	321,200	361,800	378,200
	60	221,800	275,000	322,400	362,500	378,900
	61	222,500	276,200	323,100	362,900	379,300
	62	223,500	277,200	324,000	363,500	380,000
	63	224,500	278,100	324,800	364,200	380,600
	64	225,500	279,100	325,600	364,900	381,200
	65	226,200	279,800	326,500	365,200	381,600
	66	227,100	280,700	326,900	365,900	382,200
	67	228,100	281,500	327,600	366,600	382,800

68	229,200	282,400	328,400	367,300	383,400
69	229,900	283,400	329,200	367,600	383,800
70	230,700	284,200	329,900	368,200	384,300
71	231,400	285,000	330,600	368,900	384,800
72	232,200	285,800	331,300	369,500	385,400
73	233,000	286,500	331,800	369,800	385,900
74	233,700	287,000	332,400	370,400	386,500
75	234,400	287,400	332,900	371,100	387,100
76	235,000	287,900	333,500	371,700	387,700
77	235,600	288,100	333,800	372,100	388,200
78	236,400	288,400	334,300	372,600	388,600
79	237,200	288,600	334,700	373,200	389,000
80	237,900	289,000	335,200	373,700	389,400
81	238,600	289,200	335,600	374,200	389,700
82	239,300	289,400	336,100	374,800	390,000
83	240,000	289,800	336,600	375,300	390,300
84	240,700	290,100	337,100	375,600	390,500
85	241,300	290,400	337,400	376,000	390,700
86	242,000	290,700	337,800	376,500	390,900
87	242,700	291,000	338,300	376,900	391,100
88	243,400	291,400	338,700	377,300	391,200
89	244,000	291,700	339,000	377,700	391,400
90	244,500	292,100	339,400	378,200	391,600
91	244,900	292,400	339,900	378,600	391,800
92	245,400	292,800	340,300	379,000	391,900
93	245,700	293,000	340,500	379,300	392,100
94		293,200	340,900		
95		293,500	341,400		
96		293,900	341,800		
97		294,100	342,000		
98		294,400	342,400		

	99		294,800	342,800		
	100		295,200	343,100		
	101		295,400	343,400		
	102		295,700	343,800		
	103		296,100	344,200		
	104		296,400	344,600		
	105		296,600	345,100		
	106		296,900	345,500		
	107		297,300	345,900		
	108		297,600	346,300		
	109		297,800	346,800		
	110		298,200	347,200		
	111		298,600	347,500		
	112		298,900	347,800		
	113		299,100	348,300		
	114		299,300			
	115		299,600			
	116		300,000			
	117		300,200			
	118		300,400			
	119		300,700			
	120		301,000			
	121		301,400			
	122		301,600			
	123		301,900			
	124		302,200			
	125		302,500			
再任用職員		186,000	213,500	253,500	272,900	288,000
任期付職員		144,300	178,400	222,900	241,200	254,500

備考 この表は、小中学校の事務職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定(相模原市一般職の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第 1 4 条の 7 第 2 項及び第 5 項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。))及び第 5 条の規定による改正後の相模原市学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の学校職員給与条例」という。))の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の学校職員給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与条例又は第 5 条の規定による改正前の相模原市学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の学校職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

提案の理由

人事委員会の職員の給与に関する勧告並びに国及び他の地方公共団体の給与等を勘案し、一般職の職員の給料、期末手当、勤勉手当及び初任給調整手当に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 1 4 4 号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第 1 条及び第 2 条関係)

ア 給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
行政職給料表 (1)	円 306,003	円 306,499	円 496	% 0.16
行政職給料表 (2)	319,652	319,888	236	0.07
消防職給料表	317,407	317,941	534	0.17
医療職給料表	483,091	484,227	1,136	0.24
全体	309,242	309,726	484	0.16

備考

- 1 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、平成 3 0 年 4 月 1 日現在の額
- 2 再任用職員及び任期付職員の給料については、表中の金額及び率には含めていないが、同様の改定を行う。

イ 期末手当の支給割合の平準化

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	1.225	1.375	2.6	1.3	1.3	2.6

特定幹部職員	1.025	1.175	2.2	1.1	1.1	2.2
再任用職員 (一般)	0.65	0.8	1.45	0.725	0.725	1.45
再任用職員 (特定幹部)	0.55	0.7	1.25	0.625	0.625	1.25
任期付職員 (一般)	1.225	1.375	2.6	1.3	1.3	2.6
任期付職員 (特定幹部)	1.025	1.175	2.2	1.1	1.1	2.2

ウ 勤勉手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
一般職員	0.9	0.9	1.8	0.9	0.95	1.85
				0.925	0.925	1.85
特定幹部職員	1.1	1.1	2.2	1.1	1.15	2.25
				1.125	1.125	2.25
再任用職員 (一般)	0.425	0.425	0.85	0.425	0.475	0.9
				0.45	0.45	0.9
再任用職員 (特定幹部)	0.525	0.525	1.05	0.525	0.575	1.1
				0.55	0.55	1.1
任期付職員 (一般)	0.775	0.775	1.55	0.775	0.825	1.6
				0.8	0.8	1.6
任期付職員 (特定幹部)	0.975	0.975	1.95	0.975	1.025	2
				1	1	2

備考 改定後の各区分の欄の上段は平成30年度の支給割合、下段は平成31年度以降の支給割合

エ 初任給調整手当の改定

医療職給料表の適用を受ける医師等に支給する初任給調整手当の月額上限

額を 2 5 0 , 6 0 0 円から 2 5 1 , 2 0 0 円に改定するもの

(2) 相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第 3 条及び第 4 条関係)

期末手当の支給割合の改定

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
特定任期付職員	1.65	1.65	3.3	1.65	1.7	3.35
				1.675	1.675	3.35

備考 改定後の欄の上段は平成 3 0 年度の支給割合、下段は平成 3 1 年度以降の支給割合

(3) 相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正(第 5 条関係)

給料の改定

区分	平均給料月額		平均改定額	平均改定率
	現行	改定後		
	円	円	円	%
教育職給料表	328,309	328,809	500	0.15
学校事務職給料表	275,112	275,718	606	0.22
全体	326,602	327,105	503	0.15

備考

1 平均給料月額の現行の欄に掲げる金額は、平成 3 0 年 4 月 1 日現在の額

2 再任用職員、任期付職員、常勤代替教諭及び常勤代替事務職員の給料については、表中の金額及び率には含めていないが、同様の改定を行う。

2 施行期日等

平成 3 0 年 1 2 月 1 日。ただし、1 (1) イ並びに (1) ウ及び (2) のうち平成 3 1 年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合に係る規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行し、1 (1) ア及びエ並びに (3) に係る規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
について

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例(昭和 29 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「100 分の 172.5」を「100 分の 177.5」に改める。

第 2 条 相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 157.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 177.5」を「100 分の 167.5」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手当及び勤勉手当の支給割合を勘案し、市長等常勤の特別職の期末手当の支給割合に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 1 4 5 号関係資料

相模原市市長等常勤の特別職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合に係る規定の改正(第 1 条及び第 2 条関係)

単位：月

区分	現行			改定後		
	6月期	12月期	合計	6月期	12月期	合計
市長等常勤 の特別職	1.575	1.725	3.3	1.575	1.775	3.35
				1.675	1.675	3.35

備考 改定後の欄の上段は平成 3 0 年度の支給割合、下段は平成 3 1 年度以降の
支給割合

2 施行期日

平成 3 0 年 1 2 月 1 日。ただし、平成 3 1 年度以降の期末手当の支給割合に係
る規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日